

一 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
建物	鉄骨鉄筋コン クリート 造又は鉄筋 コンクリート 造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	年 50	0.020	0.045	0.020	
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47	0.022	0.048	0.022	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの					
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34	0.030	0.066	0.030	
		その他のもの	41	0.025	0.055	0.025	
		旅館用又はホテル用のもの					
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31	0.033	0.072	0.033	
		その他のもの	39	0.026	0.057	0.026	
		店舗用のもの	39	0.026	0.057	0.026	
		病院用のもの	39	0.026	0.057	0.026	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	38	0.027	0.059	0.027	
		公衆浴場用のもの	31	0.033	0.072	0.033	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの					
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24	0.042	0.092	0.042	
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31	0.033	0.072	0.033	
		その他のもの					
		倉庫事業の倉庫用のもの					
		冷蔵倉庫用のもの	21	0.048	0.104	0.048	
		その他のもの	31	0.033	0.072	0.033	
		その他のもの	38	0.027	0.059	0.027	

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
建物	れんが造、 石造又はブ ロック造の もの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	41	0.025	0.055	0.025	
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用 又は体育館用のもの	38	0.027	0.059	0.027	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館 用又は舞踏場用のもの	38	0.027	0.059	0.027	
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36	0.028	0.062	0.028	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、 車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステー ジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場 用のもの	34	0.030	0.066	0.030	
		公衆浴場用のもの	30	0.034	0.074	0.034	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食 性を有する液体又は気体の影響を直接全面的 に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事 業の倉庫用のものを除く。）	22	0.046	0.099	0.046	
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する 固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	28	0.036	0.079	0.036	
	金属造のも の（骨格材 の肉厚が4 ミリメー トルを超 えるもの に限る。）	倉庫事業の倉庫用のもの					
		冷蔵倉庫用のもの	20	0.050	0.109	0.050	
		その他のもの	30	0.034	0.074	0.034	
		その他のもの	34	0.030	0.066	0.030	
		事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	38	0.027	0.059	0.027	
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用 又は体育館用のもの	34	0.030	0.066	0.030	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館 用又は舞踏場用のもの	31	0.033	0.072	0.033	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、 車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステー ジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場 用のもの	31	0.033	0.072	0.033	
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29	0.035	0.076	0.035	
		公衆浴場用のもの	27	0.037	0.082	0.038	

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
建物		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	年 20	0.050	0.109	0.050	
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	25	0.040	0.088	0.040	
		倉庫事業の倉庫用のもの					
		冷蔵倉庫用のもの	19	0.052	0.114	0.053	
		その他のもの	26	0.039	0.085	0.039	
		その他のもの	31	0.033	0.072	0.033	
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	30	0.034	0.074	0.034	
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27	0.037	0.082	0.038	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25	0.040	0.088	0.040	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	25	0.040	0.088	0.040	
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	24	0.042	0.092	0.042	
		公衆浴場用のもの	19	0.052	0.114	0.053	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	15	0.066	0.142	0.067	
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	19	0.052	0.114	0.053	
		その他のもの	24	0.042	0.092	0.042	
		事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	22	0.046	0.099	0.046	
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	19	0.052	0.114	0.053	

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
建物	のに限る。)	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19	0.052	0.114	0.053	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	19	0.052	0.114	0.053	
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17	0.058	0.127	0.059	
		公衆浴場用のもの	15	0.066	0.142	0.067	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	12	0.083	0.175	0.084	
			14	0.071	0.152	0.072	
			17	0.058	0.127	0.059	
	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	24	0.042	0.092	0.042	
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22	0.046	0.099	0.046	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20	0.050	0.109	0.050	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	17	0.058	0.127	0.059	
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17	0.058	0.127	0.059	
		公衆浴場用のもの	12	0.083	0.175	0.084	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	9	0.111	0.226	0.112	
			11	0.090	0.189	0.091	
			15	0.066	0.142	0.067	
	木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	22	0.046	0.099	0.046	

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
建物		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用 又は体育館用のもの	20	0.050	0.109	0.050	
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館 用又は舞踏場用のもの	19	0.052	0.114	0.053	
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、 車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステー ジ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場 用のもの	15	0.066	0.142	0.067	
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15	0.066	0.142	0.067	
		公衆浴場用のもの	11	0.090	0.189	0.091	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食 性を有する液体又は気体の影響を直接全面的 に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	7	0.142	0.280	0.143	
	簡 易 建 物	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する 固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸 気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	10 14	0.100 0.071	0.206 0.152	0.100 0.072	
		木製主要柱が10センチメートル角以下のもの で、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又 はトタンぶきのもの	10	0.100	0.206	0.100	
		掘立造のもの及び仮設のもの	7	0.142	0.280	0.143	
建物 附属 設備	電 気 設 備 （照明設備 を含む。）	蓄電池電源設備	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		その他のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
	給排水又は 衛生設備及 びガス設備		15	0.066	0.142	0.067	0.167
	冷房、暖房、 通風又はボ イラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下 のもの）	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		その他のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
	昇降機設備	エレベーター	17	0.058	0.127	0.059	0.147
		エスカレーター	15	0.066	0.142	0.067	0.167
	消火、排煙 又は災害報 知設備及び 格納式避難 設備		8	0.125	0.250	0.125	0.313

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
建物 附属 設備	エヤーカー テン又はド アー自動開 閉設備		年 12	0.083	0.175	0.084	0.208
	アーケード 又は日よけ 設備	主として金属製のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
	店用簡易装 備		3	0.333	0.536	0.334	0.833
	可動間仕切 り	簡 易 な も の	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		その他のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
	前掲のもの 以外のもの 及び前掲の 区分によら ないもの	主として金属製のもの	18	0.055	0.120	0.056	0.139
		その他のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
	構築 物	鉄道業用又 は軌道業用 のもの	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		ま く ら 木					
		木 製 の も の	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		コンクリート製のもの	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		金属製のもの	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		分 岐 器	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		通信線、信号線及び電灯電力線	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		信 号 機	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		送配電線及びき電線	40	0.025	0.056	0.025	0.063
		電車線及び第三軌条	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		帰 線 ボ ン ド	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		木柱及び木塔（腕木を含む。）					
		架空索道用のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	25	0.040	0.088	0.040	0.100
		前掲以外のもの					
		線 路 設 備					
		軌 道 設 備					
		道 床	60	0.017	0.038	0.017	0.042
		その他のもの	16	0.062	0.134	0.063	0.156
		土 工 設 備	57	0.018	0.040	0.018	0.044
		橋 り よ う					
		鉄筋コンクリート造のもの	50	0.020	0.045	0.020	0.050
		鉄骨造のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
構築 物		その他のもの	15 ^年	0.066	0.142	0.067	0.167
		ト ン ネ ル					
		鉄筋コンクリート造のもの	60	0.017	0.038	0.017	0.042
		れんが造のもの	35	0.029	0.064	0.029	0.071
		その他のもの	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		その他のもの	21	0.048	0.104	0.048	0.119
		停 車 場 設 備	32	0.032	0.069	0.032	0.078
		電 路 設 備					
		鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45	0.023	0.050	0.023	0.056
		踏切保安又は自動列車停止設備	12	0.083	0.175	0.084	0.208
		その他のもの	19	0.052	0.114	0.053	0.132
		その他のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063
	その他の鉄 道用又は軌 道用のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		道 床	60	0.017	0.038	0.017	0.042
		土 工 設 備	50	0.020	0.045	0.020	0.050
		橋 り よ う					
		鉄筋コンクリート造のもの	50	0.020	0.045	0.020	0.050
		鉄骨造のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063
		その他のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		ト ン ネ ル					
		鉄筋コンクリート造のもの	60	0.017	0.038	0.017	0.042
		れんが造のもの	35	0.029	0.064	0.029	0.071
		その他のもの	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		その他のもの	30	0.034	0.074	0.034	0.083
	発電用又は 送配電用の もの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づき建設したものに限る。）	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	57	0.018	0.040	0.018	0.044
		汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	41	0.025	0.055	0.025	0.061
		送電用のもの					
		地 中 電 線 路	25	0.040	0.088	0.040	0.100
		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線	36	0.028	0.062	0.028	0.069
		配電用のもの					
		鉄塔及び鉄柱	50	0.020	0.045	0.020	0.050

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
構築 物		鉄筋コンクリート柱	42 ^年	0.024	0.053	0.024	0.060
		木 柱	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		配 電 線	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		引 込 線	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		添架電話線	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		地中電線路	25	0.040	0.088	0.040	0.100
	電気通信事 業用のもの	通信ケーブル					
		光ファイバー製のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他のもの	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		地中電線路	27	0.037	0.082	0.038	0.093
	放送用又は 無線通信用 のもの	その他の線路設備	21	0.048	0.104	0.048	0.119
		鉄塔及び鉄柱					
		円筒空中線式のもの	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		その他のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063
		鉄筋コンクリート柱	42	0.024	0.053	0.024	0.060
		木塔及び木柱	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		ア ン テ ナ	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		接地線及び放送用配線	10	0.100	0.206	0.100	0.250
	農林業用の もの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又は ブロック造のもの					
		果樹棚又はホップ棚	14	0.071	0.152	0.072	0.179
		その他のもの	17	0.058	0.127	0.059	0.147
		主として金属造のもの	14	0.071	0.152	0.072	0.179
		主として木造のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		土管を主としたもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
	広告用のも の	その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		金属造のもの	20	0.050	0.109	0.050	0.125
	競技場用、 運動場用、 遊園地用又 は学校用の もの	その他のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		ス タ ン ド					
		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コ ンクリート造のもの	45	0.023	0.050	0.023	0.056
		主として鉄骨造のもの	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		主として木造のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		競輪場用競走路					
		コンクリート敷のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
構築 物		ネ ッ ト 設 備	15 ^年	0.066	0.142	0.067	0.167
		野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		水泳プール	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		その他のもの 児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその 他の遊戯用のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの 主として木造のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	30	0.034	0.074	0.034	0.083
	緑化施設及 び庭園	工場緑化施設	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	20	0.050	0.109	0.050	0.125
	舗装道路及 び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		ビチューマルス敷のもの	3	0.333	0.536	0.334	0.833
	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造又は鉄筋 コンクリ ート造のもの （前掲の ものを除く。）	水 道 用 ダ ム	80	0.013	0.028	0.013	0.031
		ト ン ネ ル	75	0.014	0.030	0.014	0.033
		橋	60	0.017	0.038	0.017	0.042
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	50	0.020	0.045	0.020	0.050
		乾 ド ッ ク	45	0.023	0.050	0.023	0.056
		サ イ ロ	35	0.029	0.064	0.029	0.071
		下水道、煙突及び焼却炉	35	0.029	0.064	0.029	0.071
		高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		爆発物用防壁及び防油堤	25	0.040	0.088	0.040	0.100
		造 船 台	24	0.042	0.092	0.042	0.104
		放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	60	0.017	0.038	0.017	0.042
	コンクリ ート造又はコ	やぐら及び用水池	40	0.025	0.056	0.025	0.063
		サ イ ロ	34	0.030	0.066	0.030	0.074

付 録 ― 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
構築 物	ンクリート ブロック造 のもの（前 掲のものを 除く。）	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、 堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	年 30	0.034	0.074	0.034	0.083
		下水道、飼育場及びへい	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		爆発物用防壁	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		引 湯 管	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		鉱業用廃石捨場	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063
	れんが造の もの（前掲 のものを除 く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤 及びトンネル	50	0.020	0.045	0.020	0.050
		煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐 食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	7 25	0.142 0.040	0.280 0.088	0.143 0.040	0.357 0.100
		その他のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063
		その他のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063
	石造のもの （前掲のも のを除く。）	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、 堤防、防波堤、上水道及び用水池	50	0.020	0.045	0.020	0.050
		乾 ド ッ ク	45	0.023	0.050	0.023	0.056
		下水道、へい及び爆発物用防壁	35	0.029	0.064	0.029	0.071
		その他のもの	50	0.020	0.045	0.020	0.050
	土造のもの （前掲のも のを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤 及び自動車道	40	0.025	0.056	0.025	0.063
		上水道及び用水池	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		下 水 道	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		へ い	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		爆発物用防壁及び防油堤	17	0.058	0.127	0.059	0.147
		その他のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063
		その他のもの	40	0.025	0.056	0.025	0.063
	金属造のも の（前掲の ものを除 く。）	橋（はね上げ橋を除く。）	45	0.023	0.050	0.023	0.056
		はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25	0.040	0.088	0.040	0.100
		サ イ ロ	22	0.046	0.099	0.046	0.114
		送 配 管					
		鋳鉄製のもの	30	0.034	0.074	0.034	0.083
		鋼鉄製のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		ガス貯そう					
		液化ガス用のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他のもの	20	0.050	0.109	0.050	0.125

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
構築 物		薬品貯そう	年				
		塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発 煙性を有する無機酸用のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以 外の無機酸用のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他 のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		水そう及び油そう					
		鋳鉄製のもの	25	0.040	0.088	0.040	0.100
		鋼鉄製のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		浮きドック	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		飼 育 場	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街 路灯及びガードレール	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		露天式立体駐車設備	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	45	0.023	0.050	0.023	0.056
	合成樹脂造 のもの（前 掲のものを 除く。）		10	0.100	0.206	0.100	0.250
	木造のもの （前掲の ものを除く。）	橋、塔、やぐら及びドック	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、 水そう、引湯管及びへい	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		飼 育 場	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		その他のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
	前掲のもの 以外のもの 及び前掲の 区分によら ないもの	主として木造のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	50	0.020	0.045	0.020	0.050
船舶	船舶法（明 治32年法律 第46号）第 4条から第 19条までの 適用を受け る鋼船						
		漁 船					
	油そう船	総トン数が500トン以上のもの	12	0.083	0.175	0.084	0.208
		総トン数が500トン未満のもの	9	0.111	0.226	0.112	0.278
		総トン数が2,000トン以上のもの	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		総トン数が2,000トン未満のもの	11	0.090	0.189	0.091	0.227

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
船舶	薬品そう 船 その他の もの		年 10	0.100	0.206	0.100	0.250
		総トン数が2,000トン以上のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		総トン数が2,000トン未満のもの しゅんせつ船及び砂利採取船 カーフェリー その他のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
			11	0.090	0.189	0.091	0.227
			14	0.071	0.152	0.072	0.179
	船舶法第4 条から第19 条までの適 用を受ける 木船 漁 船 薬品そう 船 その他の もの						
			6	0.166	0.319	0.167	0.417
			8	0.125	0.250	0.125	0.313
			10	0.100	0.206	0.100	0.250
	船舶法第4 条から第19 条までの適 用を受ける 軽合金船 (他の項に 掲げるもの を除く。)						
			9	0.111	0.226	0.112	0.278
	船舶法第4 条から第19 条までの適 用を受ける 強化プラス チック船						
			7	0.142	0.280	0.143	0.357
	船舶法第4 条から第19 条までの適 用を受ける 水中翼船及 びホバーク ラフト						
			8	0.125	0.250	0.125	0.313
	その他のもの 鋼 船 木 船	しゅんせつ船及び砂利採取船	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		発電船及びとう載漁船	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		ひ き 船	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他のもの	12	0.083	0.175	0.084	0.208
		とう 載 漁 船	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		しゅんせつ船及び砂利採取船	5	0.200	0.369	0.200	0.500

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
船舶	その他のもの	動力漁船及びひき船	6 ^年	0.166	0.319	0.167	0.417
		薬品そう船	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		モーターボート及びとう載漁船	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		その他のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
航空 機	飛 行 機	主として金属製のもの 最大離陸重量が130トンを超えるもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		最大離陸重量が130トン以下のもので5.7トン を超えるもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		最大離陸重量が5.7トン以下のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5	0.200	0.369	0.200	0.500
車両 及び 運搬 具	鉄道用又は 軌道用車両 (架空索道 用搬器を含 む。)	電気又は蒸気機関車	18	0.055	0.120	0.056	0.139
		電 車	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		内燃自動車（制御車及び附随車を含む。）	11	0.090	0.189	0.091	0.227
		貨 車					
		高圧ボンベ車及び高圧タンク車	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		薬品タンク車及び冷凍車	12	0.083	0.175	0.084	0.208
		その他のタンク車及び特殊構造車	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		線路建設保守用工作車	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		鋼索鉄道用車両	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		架空索道用搬器					
		閉鎖式のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		無軌条電車	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		その他のもの	20	0.050	0.109	0.050	0.125
	特殊自動車 (この項に は別表第二 に掲げる減 価償却資産 に含まれる ブルドーザ ー、パワー ショベルそ 他の自走	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送 宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		モータースノーパー及び除雪車	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊き ゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特 殊車体を架装したもの					

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
車両 及び 運搬 具	式作業用機 械並びにト ラクター及 び農林業用 運搬器具を 含まない。）	小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積 載量が２トン以下、その他のものにあつては 総排気量が２リットル以下のものをいう。） その他のもの	年				
			3	0.333	0.536	0.334	0.833
			4	0.250	0.438	0.250	0.625
	運 送 事 業 用、貸自動 車業用又は 自動車教習 所用の車両 及び運搬具 （前掲のも のを除く。）	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動 車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が２ト ン以下、その他のものにあつては総排気量が ２リットル以下のものをいう。） その他のもの	3	0.333	0.536	0.334	0.833
			5	0.200	0.369	0.200	0.500
		大型乗用車（総排気量が３リットル以上の ものをいう。） その他のもの	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		乗合自動車	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		自転車及びリヤカー	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		被けん引車その他のもの	4	0.250	0.438	0.250	0.625
	前掲のもの 以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のものを いう。） その他のもの 貨 物 自 動 車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの	4	0.250	0.438	0.250	0.625
			4	0.250	0.438	0.250	0.625
			5	0.200	0.369	0.200	0.500
			5	0.200	0.369	0.200	0.500
			6	0.166	0.319	0.167	0.417
		二輪又は三輪自動車	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		自 転 車	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車 金属製のもの その他のもの	7	0.142	0.280	0.143	0.357
			4	0.250	0.438	0.250	0.625
		フォークリフト	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		ト ロ ッ コ 金属製のもの その他のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
			3	0.333	0.536	0.334	0.833
		その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	7	0.142	0.280	0.143	0.357
			4	0.250	0.438	0.250	0.625

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
工具	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む。)		年				
			5	0.200	0.369	0.200	0.500
	治具及び取付工具		3	0.333	0.536	0.334	0.833
	ロ ー ル	金属圧延用のもの	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3	0.333	0.536	0.334	0.833
	型 (型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		その他のもの	3	0.333	0.536	0.334	0.833
	切削工具		2	0.500	0.684	0.500	1.000
	金属製柱及びカッペ		3	0.333	0.536	0.334	0.833
	活字及び活字に常用される金属	購入活字 (活字の形状のまま反復使用するものに限る。)	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		自製活字及び活字に常用される金属	8	0.125	0.250	0.125	0.313
	前掲のものの以外のもの	白金ノズル	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		その他のもの	3	0.333	0.536	0.334	0.833
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		その他の主として金属製のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		その他のもの	4	0.250	0.438	0.250	0.625
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 (他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		応接セット 接客業用のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		ベ ッ ド	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		児童用机及びいす	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		陳列だな及び陳列ケース					
		冷凍機付及び冷蔵機付のもの その他のもの	6 8	0.166 0.125	0.319 0.250	0.167 0.125	0.417 0.313

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
器具 及び 備品		その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	年 5 15 8	0.200 0.066 0.125	0.369 0.142 0.250	0.200 0.067 0.125	0.500 0.167 0.313
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその 他の音響機器	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		冷房用又は暖房用機器	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する 電気又はガス機器	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のを 除く。）	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これら に類する繊維製品	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込 用又は劇場用のもの その他のもの	3 6	0.333 0.166	0.536 0.319	0.334 0.167	0.833 0.417
		室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8	0.066 0.125	0.142 0.250	0.067 0.125	0.167 0.313
		食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5	0.500 0.200	0.684 0.369	0.500 0.200	1.000 0.500
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8	0.066 0.125	0.142 0.250	0.067 0.125	0.167 0.313
	2 事務機 器及び通 信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5	0.333 0.200	0.536 0.369	0.334 0.200	0.833 0.500
		電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを 除く。） その他のもの	4 5	0.250 0.200	0.438 0.369	0.250 0.200	0.625 0.500
		複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登 録機、タイムレコーダーその他これらに類する もの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他の事務機器	5	0.200	0.369	0.200	0.500

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
器具 及び 備品		テレタイプライター及びファクシミリ	5 ^年	0.200	0.369	0.200	0.500
		インターホーン及び放送用設備	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		電話設備その他の通信機器					
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	0.166	0.319	0.167	0.417
	3 時計、 試験機器 及び測定 機器	その他のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		時 計	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		度 量 衡 器	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		試験又は測定機器	5	0.200	0.369	0.200	0.500
	4 光学機 器及び写 真製作機 器	オペラグラス	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8	0.125	0.250	0.125	0.313
	5 看板及 び広告器 具	看板、ネオンサイン及び気球	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		マネキン人形及び模型	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		その他のもの					
		主として金属製のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
	6 容器及 び金庫	その他のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		ボ ン ベ					
		溶接製のもの	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		鍛造製のもの					
		塩素用のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		その他のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		ドラムかん、コンテナその他の容器					
		大型コンテナ（長さが6メートル以上のものに限る。）	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		その他のもの					
		金属製のもの	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		その他のもの	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		金 庫					
		手さげ金庫	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他のもの	20	0.050	0.109	0.050	0.125
	7 理容又 は美容機 器		5	0.200	0.369	0.200	0.500
	8 医療機 器	消毒殺菌用機器	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		手 術 機 器	5	0.200	0.369	0.200	0.500

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
器具 及び 備品		血液透析又は血しょう交換用機器	7 ^年	0.142	0.280	0.143	0.357
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		調 剤 機 器	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		歯科診療用ユニット	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		光学検査機器					
		ファイバースコープ	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		その他のもの					
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器					
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動					
	9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	血液分析器	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		その他のもの	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		その他のもの					
		陶磁器製又はガラス製のもの	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		主として金属製のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		たまつき用具	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		ス ポ ー ツ 具	3	0.333	0.536	0.334	0.833
	10 生 物	劇場用観客いす	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		どんちょう及び幕	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		衣しょう、かつら、小道具及び大道具	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		その他のもの					
		主として金属製のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		植 物					
		貸付業用のもの	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		その他のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		動 物					
		魚 類	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		鳥 類	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	構 造 又 は 用 途	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
器具 及び 備品	11 前掲の もの以外 のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ 及びレコード	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		シート及びロープ	2	0.500	0.684	0.500	1.000
		きのこ栽培用ほだ木	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		漁 具	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		葬 儀 用 具	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		楽 器	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		自動販売機（手動のものを含む。）	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		無人駐車管理装置	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		焼 却 炉	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他のもの					
		主として金属製のもの	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他のもの	5	0.200	0.369	0.200	0.500
	12 前掲す る資産の うち、当 該資産に ついて定 められて いる前掲 の耐用年 数による もの以外 のもの及 び前掲の 区分によ らないも の	主として金属製のもの	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313

別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
1	食料品製造業用設備		10 ^年	0.100	0.206	0.100	0.250
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10	0.100	0.206	0.100	0.250
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備					
		黒鉛化炉	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		その他の設備	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		その他の設備	7	0.142	0.280	0.143	0.357
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		8	0.125	0.250	0.125	0.313
5	家具又は装備品製造業用設備		11	0.090	0.189	0.091	0.227
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12	0.083	0.175	0.084	0.208
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		製本業用設備	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		新聞業用設備					
		モノタイプ、写真又は通信設備	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		その他の設備	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他の設備	10	0.100	0.206	0.100	0.250
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		塩化りん製造設備	4	0.250	0.438	0.250	0.625
		活性炭製造設備	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		半導体用フォトレジスト製造設備	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他の設備	8	0.125	0.250	0.125	0.313
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7	0.142	0.280	0.143	0.357
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8	0.125	0.250	0.125	0.313
11	ゴム製品製造業用設備		9	0.111	0.226	0.112	0.278
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9	0.111	0.226	0.112	0.278
13	窯業又は土石製品製造業用設備		9	0.111	0.226	0.112	0.278

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	年				
			5	0.200	0.369	0.200	0.500
			9	0.111	0.226	0.112	0.278
			14	0.071	0.152	0.072	0.179
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	11	0.090	0.189	0.091	0.227
			7	0.142	0.280	0.143	0.357
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6	0.166	0.319	0.167	0.417
			10	0.100	0.206	0.100	0.250
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）		12	0.083	0.175	0.084	0.208
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備 その他の設備	9	0.111	0.226	0.112	0.278
			12	0.083	0.175	0.084	0.208
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）		7	0.142	0.280	0.143	0.357
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	6	0.166	0.319	0.167	0.417
			6	0.166	0.319	0.167	0.417
			5	0.200	0.369	0.200	0.500
			8	0.125	0.250	0.125	0.313
21	電気機械器具製造業用設備		7	0.142	0.280	0.143	0.357
22	情報通信機械器具製造業用設備		8	0.125	0.250	0.125	0.313
23	輸送用機械器具製造業用設備		9	0.111	0.226	0.112	0.278
24	その他の製造業用設備		9	0.111	0.226	0.112	0.278
25	農業用設備		7	0.142	0.280	0.143	0.357
26	林業用設備		5	0.200	0.369	0.200	0.500

付 録 ―《減価償却資産の耐用年数表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		5	0.200	0.369	0.200	0.500
28	水産養殖業用設備		5	0.200	0.369	0.200	0.500
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	3	0.333	0.536	0.334	0.833
		坑井設備	6	0.166	0.319	0.167	0.417
		掘さく設備	12	0.083	0.175	0.084	0.208
		その他の設備	6	0.166	0.319	0.167	0.417
30	総合工事業用設備		6	0.166	0.319	0.167	0.417
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備	22	0.046	0.099	0.046	0.114
		その他の水力発電設備	20	0.050	0.109	0.050	0.125
		汽力発電設備	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		内燃力又はガスタービン発電設備	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		送電又は電気業用変電若しくは配電設備	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		需要者用計器	18	0.055	0.120	0.056	0.139
		柱上変圧器	22	0.046	0.099	0.046	0.114
		その他の設備	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		鉄道又は軌道業用変電設備	17	0.058	0.127	0.059	0.147
		その他の設備	8	0.125	0.250	0.125	0.313
32	ガス業用設備	製造用設備	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		供給用設備	22	0.046	0.099	0.046	0.114
		鑄鉄製導管	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		鉄鑄製導管以外の導管	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		需要者用計量器	15	0.066	0.142	0.067	0.167
		その他の設備	17	0.058	0.127	0.059	0.147
33	熱供給業用設備		17	0.058	0.127	0.059	0.147
34	水道業用設備		18	0.055	0.120	0.056	0.139
35	通信業用設備		9	0.111	0.226	0.112	0.278
36	放送業用設備		6	0.166	0.319	0.167	0.417
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8	0.125	0.250	0.125	0.313
38	鉄道業用設備	自動改札装置	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他の設備	12	0.083	0.175	0.084	0.208

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数	償 却 率			
				旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
39	道路貨物運送業用設備		12 ^年	0.083	0.175	0.084	0.208
40	倉庫業用設備		12	0.083	0.175	0.084	0.208
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10	0.100	0.206	0.100	0.250
42	飲食料品卸売業用設備		10	0.100	0.206	0.100	0.250
43	建築材料、鉱物又は金属材料等 卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用 設備（貯そうを除く。）	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		その他の設備	8	0.125	0.250	0.125	0.313
44	飲食料品小売業用設備		9	0.111	0.226	0.112	0.278
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガスス タンド設備	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		その他の設備					
		主として金属製のもの	17	0.058	0.127	0.059	0.147
46	技術サービス業用設備（他の号 に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	8	0.125	0.250	0.125	0.313
		その他の設備	14	0.071	0.152	0.072	0.179
47	宿泊業用設備		10	0.100	0.206	0.100	0.250
48	飲食店業用設備		8	0.125	0.250	0.125	0.313
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴 場業用設備		13	0.076	0.162	0.077	0.192
50	その他の生活関連サービス業用設備		6	0.166	0.319	0.167	0.417
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11	0.090	0.189	0.091	0.227
		遊園地用設備	7	0.142	0.280	0.143	0.357
		ボウリング場用設備	13	0.076	0.162	0.077	0.192
		その他の設備					
		主として金属製のもの	17	0.058	0.127	0.059	0.147
52	教育業（学校教育業を除く。）又 は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5	0.200	0.369	0.200	0.500
		その他の設備					
		主として金属製のもの	17	0.058	0.127	0.059	0.147
53	自動車整備業用設備	その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313
54	その他のサービス業用設備		12	0.083	0.175	0.084	0.208
55	前掲の機械及び装置以外のもの 並びに前掲の区分によらないも の	機械式駐車設備	10	0.100	0.206	0.100	0.250
		その他の設備					
		主として金属製のもの	17	0.058	0.127	0.059	0.147
56		その他のもの	8	0.125	0.250	0.125	0.313

別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用 年数	償 却 率	
			旧定額 法年率	定額法 年 率
漁 業 権		10 ^年	0.100	0.100
ダム使用権		55	0.019	0.019
水 利 権		20	0.050	0.050
特 許 権		8	0.125	0.125
実用新案権		5	0.200	0.200
意 匠 権		7	0.142	0.143
商 標 権		10	0.100	0.100
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3	0.333	0.334
	その他のもの	5	0.200	0.200
育 成 者 権	種苗法(平成10年法律第83号)第4条第2項に規定する品種	10	0.100	0.100
	そ の 他	8	0.125	0.125
営 業 権		5	0.200	0.200
専用側線利用権		30	0.034	0.034
鉄道軌道連絡通行施設利用権		30	0.034	0.034
電気ガス供給施設利用権		15	0.066	0.067
熱供給施設利用権		15	0.066	0.067
水道施設利用権		15	0.066	0.067
工業用水道施設利用権		15	0.066	0.067
電気通信施設利用権		20	0.050	0.050

別表第四 生物の耐用年数表

種 類	細 目	耐用 年数	償 却 率	
			旧定額 法年率	定額法 年 率
牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役 肉 用 牛 乳 用 牛	年 6 4	0.166 0.250	0.167 0.250
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	4	0.250	0.250
	そ の 他 用	6	0.166	0.167
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6	0.166	0.167
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6	0.166	0.167
	競 走 用	4	0.250	0.250
	そ の 他 用	8	0.125	0.125
豚		3	0.333	0.334
綿羊及びやぎ	種 付 用	4	0.250	0.250
	そ の 他 用	6	0.166	0.167
かんきつ樹	温州みかん	28	0.036	0.036
	そ の 他	30	0.034	0.034
りんご樹	わい化りんご	20	0.050	0.050
	そ の 他	29	0.035	0.035
ぶどう樹	温室ぶどう	12	0.083	0.084
	そ の 他	15	0.066	0.067
な し 樹		26	0.039	0.039
桃 樹		15	0.066	0.067
桜 桃 樹		21	0.048	0.048
び わ 樹		30	0.034	0.034
く り 樹		25	0.040	0.040
梅 樹		25	0.040	0.040
か き 樹		36	0.028	0.028
あんず樹		25	0.040	0.040
すもも樹		16	0.062	0.063

付 録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種 類	細 目	耐用 年数	償 却 率	
			旧定額 法年率	定額法 年 率
いちじく樹		11 ^年	0.090	0.091
キウイフルーツ樹		22	0.046	0.046
ブルーベリー樹		25	0.040	0.040
パイナップル		3	0.333	0.334
茶 樹		34	0.030	0.030
オリーブ樹		25	0.040	0.040
つばき樹		25	0.040	0.040
桑 樹	立 て 通 し	18	0.055	0.056
	根刈り、中刈り、高刈り	9	0.111	0.112
こりやなぎ		10	0.100	0.100
みつまた		5	0.200	0.200
こ う ぞ		9	0.111	0.112
もう宗竹		20	0.050	0.050
アスパラガス		11	0.090	0.091
ラ ミ ー		8	0.125	0.125
ま お ら ん		10	0.100	0.100
ホ ッ プ		9	0.111	0.112

別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表

種 類	耐用 年数	償 却 率			
		旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
構 築 物	18 ^年	0.055	0.120	0.056	0.139
機械及び装置	5	0.200	0.369	0.200	0.500

別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用 年数	償 却 率			
			旧定額 法年率	旧定率 法年率	定額法 年 率	定率法 年 率
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5	0.200	0.369	0.200	0.500
構 築 物	風どう、試験水そう及び防壁	5	0.200	0.369	0.200	0.500
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7	0.142	0.280	0.143	0.357
工 具		4	0.250	0.438	0.250	0.625
器具及び備品	試験又は測定機器、計測機器、撮影機及び顕微鏡	4	0.250	0.438	0.250	0.625
機械及び装置	汎 ^{はん} 用ポンプ、汎 ^{はん} 用モーター、汎 ^{はん} 用金属工作機械、汎 ^{はん} 用金属加工機械その他これらに類するもの	7	0.142	0.280	0.143	0.357
	その他のもの	4	0.250	0.438	0.250	0.625
ソフトウェア		3	0.333		0.334	

別表第七 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表（半年率は編者において付け加えたものである。）

耐用 年数	旧定額法の償却率		旧定率法の償却率		耐用 年数	旧定額法の償却率		旧定率法の償却率	
	年 率	半年率	年 率	半年率		年 率	半年率	年 率	半年率
年					年				
2	0.500	0.250	0.684	0.438	51	0.020	0.010	0.044	
3	0.333	0.167	0.536	0.319	52	0.020	0.010	0.043	
4	0.250	0.125	0.438	0.250	53	0.019	0.010	0.043	
5	0.200	0.100	0.369	0.206	54	0.019	0.010	0.042	
6	0.166	0.083	0.319	0.175	55	0.019	0.010	0.041	
7	0.142	0.071	0.280	0.152	56	0.018	0.009	0.040	
8	0.125	0.063	0.250	0.134	57	0.018	0.009	0.040	
9	0.111	0.056	0.226	0.120	58	0.018	0.009	0.039	
					59	0.017	0.009	0.038	
10	0.100	0.050	0.206	0.109	60	0.017	0.009	0.038	
11	0.090	0.045	0.189	0.099	61	0.017	0.009	0.037	
12	0.083	0.042	0.175	0.092	62	0.017	0.009	0.036	
13	0.076	0.038	0.162	0.085	63	0.016	0.008	0.036	
14	0.071	0.036	0.152	0.079	64	0.016	0.008	0.035	
15	0.066	0.033	0.142	0.074	65	0.016	0.008	0.035	
16	0.062	0.031	0.134	0.069	66	0.016	0.008	0.034	
17	0.058	0.029	0.127	0.066	67	0.015	0.008	0.034	
18	0.055	0.028	0.120	0.062	68	0.015	0.008	0.033	
19	0.052	0.026	0.114	0.059	69	0.015	0.008	0.033	
20	0.050	0.025	0.109	0.056	70	0.015	0.008	0.032	
21	0.048	0.024	0.104	0.053	71	0.014	0.007	0.032	
22	0.046	0.023	0.099	0.051	72	0.014	0.007	0.032	
23	0.044	0.022	0.095	0.049	73	0.014	0.007	0.031	
24	0.042	0.021	0.092	0.047	74	0.014	0.007	0.031	
25	0.040	0.020	0.088	0.045	75	0.014	0.007	0.030	
26	0.039	0.020	0.085	0.043	76	0.014	0.007	0.030	
27	0.037	0.019	0.082	0.042	77	0.013	0.007	0.030	
28	0.036	0.018	0.079	0.040	78	0.013	0.007	0.029	
29	0.035	0.018	0.076	0.039	79	0.013	0.007	0.029	
30	0.034	0.017	0.074	0.038	80	0.013	0.007	0.028	
31	0.033	0.017	0.072	0.036	81	0.013	0.007	0.028	
32	0.032	0.016	0.069	0.035	82	0.013	0.007	0.028	
33	0.031	0.016	0.067	0.034	83	0.012	0.006	0.027	
34	0.030	0.015	0.066	0.033	84	0.012	0.006	0.027	
35	0.029	0.015	0.064	0.032	85	0.012	0.006	0.026	
36	0.028	0.014	0.062	0.032	86	0.012	0.006	0.026	
37	0.027	0.014	0.060	0.031	87	0.012	0.006	0.026	
38	0.027	0.014	0.059	0.030	88	0.012	0.006	0.026	
39	0.026	0.013	0.057	0.029	89	0.012	0.006	0.026	
40	0.025	0.013	0.056	0.028	90	0.012	0.006	0.025	
41	0.025	0.013	0.055	0.028	91	0.011	0.006	0.025	
42	0.024	0.012	0.053	0.027	92	0.011	0.006	0.025	
43	0.024	0.012	0.052	0.026	93	0.011	0.006	0.025	
44	0.023	0.012	0.051	0.026	94	0.011	0.006	0.024	
45	0.023	0.012	0.050	0.025	95	0.011	0.006	0.024	
46	0.022	0.011	0.049	0.025	96	0.011	0.006	0.024	
47	0.022	0.011	0.048	0.024	97	0.011	0.006	0.023	
48	0.021	0.011	0.047	0.024	98	0.011	0.006	0.023	
49	0.021	0.011	0.046	0.023	99	0.011	0.006	0.023	
50	0.020	0.010	0.045	0.023	100	0.010	0.005	0.023	

注 改定耐用年数が100年を超える場合の旧定率法の償却限度額については、第三章第一節第六款の九の1の①の(3)《法人税基本通達7-4-1》参照。

別表第八 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表（年率）

耐用 年数	定 額 法 償 却 率	定 率 法			耐用 年数	定 額 法 償 却 率	定 率 法		
		償 却 率	改定償却率	保 証 率			償 却 率	改定償却率	保 証 率
年					年				
2	0.500	1.000	—	—	51	0.020	0.049	0.050	0.01053
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	52	0.020	0.048	0.050	0.01036
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	53	0.019	0.047	0.048	0.01028
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	54	0.019	0.046	0.048	0.01015
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	55	0.019	0.045	0.046	0.01007
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	56	0.018	0.045	0.046	0.00961
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	57	0.018	0.044	0.046	0.00952
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	58	0.018	0.043	0.044	0.00945
					59	0.017	0.042	0.044	0.00934
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	60	0.017	0.042	0.044	0.00895
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	61	0.017	0.041	0.042	0.00892
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	62	0.017	0.040	0.042	0.00882
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	63	0.016	0.040	0.042	0.00847
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	64	0.016	0.039	0.040	0.00847
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	65	0.016	0.038	0.039	0.00847
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	66	0.016	0.038	0.039	0.00828
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	67	0.015	0.037	0.038	0.00828
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	68	0.015	0.037	0.038	0.00810
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	69	0.015	0.036	0.038	0.00800
20	0.050	0.125	0.143	0.02517	70	0.015	0.036	0.038	0.00771
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	71	0.015	0.035	0.036	0.00771
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	72	0.014	0.035	0.036	0.00751
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	73	0.014	0.034	0.035	0.00751
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	74	0.014	0.034	0.035	0.00738
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	75	0.014	0.033	0.034	0.00738
26	0.039	0.096	0.100	0.01989	76	0.014	0.033	0.034	0.00726
27	0.038	0.093	0.100	0.01902	77	0.013	0.032	0.033	0.00726
28	0.036	0.089	0.091	0.01866	78	0.013	0.032	0.033	0.00716
29	0.035	0.086	0.091	0.01803	79	0.013	0.032	0.033	0.00693
30	0.034	0.083	0.084	0.01766	80	0.013	0.031	0.032	0.00693
31	0.033	0.081	0.084	0.01688	81	0.013	0.031	0.032	0.00683
32	0.032	0.078	0.084	0.01655	82	0.013	0.030	0.031	0.00683
33	0.031	0.076	0.077	0.01585	83	0.013	0.030	0.031	0.00673
34	0.030	0.074	0.077	0.01532	84	0.012	0.030	0.031	0.00653
35	0.029	0.071	0.072	0.01532	85	0.012	0.029	0.030	0.00653
36	0.028	0.069	0.072	0.01494	86	0.012	0.029	0.030	0.00645
37	0.028	0.068	0.072	0.01425	87	0.012	0.029	0.030	0.00627
38	0.027	0.066	0.067	0.01393	88	0.012	0.028	0.029	0.00627
39	0.026	0.064	0.067	0.01370	89	0.012	0.028	0.029	0.00620
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	90	0.012	0.028	0.029	0.00603
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	91	0.011	0.027	0.027	0.00649
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	92	0.011	0.027	0.027	0.00632
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	93	0.011	0.027	0.027	0.00615
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	94	0.011	0.027	0.027	0.00598
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	95	0.011	0.026	0.027	0.00594
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	96	0.011	0.026	0.027	0.00578
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	97	0.011	0.026	0.027	0.00563
48	0.021	0.052	0.053	0.01126	98	0.011	0.026	0.027	0.00549
49	0.021	0.051	0.053	0.01102	99	0.011	0.025	0.026	0.00549
50	0.020	0.050	0.053	0.01072	100	0.010	0.025	0.026	0.00546

別表第九 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表

種 類	細 目	残存割合
別表第一、別表第二、別表第五及び別表第六に掲げる減価償却資産（同表に掲げるソフトウェアを除く。）		0.100
別表第三に掲げる無形減価償却資産、別表第六に掲げるソフトウェア並びに鉱業権及び坑道		0
別表第四に掲げる生物	牛	
	繁殖用の乳用牛及び種付用の役肉用牛	0.200
	種付用の乳用牛	0.100
	その他用のもの	0.500
	馬	
	繁殖用及び競走用のもの	0.200
	種付用のもの	0.100
	その他用のもの	0.300
	豚	0.300
	綿羊及びやぎ	0.050
	果樹その他の植物	0.050

二 耐用年数の適用等に関する取扱通達 付表

付表 1 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受ける建物の例示

	旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	薬品名	腐食の影響を受ける工程
1	9	化学調味料製造設備	塩 酸	化学調味料製造設備のうち、グルタミン酸塩酸塩製造工程
2	72	セロファン製造設備	硫 酸	セロファン製造設備のうち、二硫化炭素反応工程、硫化反応工程及び製膜工程
3	82	硫酸又は硝酸製造設備	無 水 硫 酸 発 煙 硫 酸 硫 酸	硫酸製造設備のうち、硫酸製造工程の反応工程及び吸収工程
			硝 酸 硫 酸	(1) 濃硝酸製造設備のうち、硝酸濃縮工程及び硫酸回収工程 (2) 希硝酸製造設備のうち、アンモニア酸化工程及び希硝酸製造工程
4	83	溶成りん肥製造設備	ふ っ 酸	溶成りん肥製造設備のうち、溶成りん肥電気炉工程
5	84	その他の化学肥料製造設備	硫 酸	高度化成肥料製造設備のうち、中和工程
			ふ っ 酸 硫 酸	過りん酸製造設備のうち、原料配合工程
			硫 酸	硫酸製造設備のうち、合成工程
			ア ン モ ニ ア 尿 素 液	尿素製造設備のうち、送液ポンプ、合成筒、濃縮槽、結晶機及び乾燥機の作業工程
6	86	ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備（塩素処理設備を含む。）	塩 素 塩 酸	ソーダ製造設備のうち、食塩電解工程、合成塩酸製造工程、液体塩素製造工程並びにさらし粉及びさらし液製造工程
			か 性 ソーダ ア ン モ ニ ア 炭 酸 ソーダ 塩 水	(1) ソーダ灰製造設備のうち、粗重曹製造工程、たん(煨)焼工程及びアンモニア回収工程 (2) アンモニア性か性ソーダ製造設備のうち、か性化工程、煮詰工程及び塩化アンモニウム製造工程 (3) 塩水電解工程に使用する原料塩水の精製工程
7	87	硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	アルカリ（濃度が20%以上のもの）	硫化ソーダ製造設備のうち、黒灰抽出工程及び煮詰工程
			硫 酸	無水ぼう硝製造設備のうち、蒸発煮詰工程
			シ ア ン	青化ソーダ製造設備のうち、反応工程及び濃縮工程
8	88	その他のソーダ塩又はカリ塩（第97号〔塩素酸塩を除く。〕、第98号及び第106号に掲げるものを除く。）製造設備	塩 素	塩素酸カリ製造設備のうち、電解工程及び精製工程のうちの濃縮工程
			硝 酸	亜硝酸ソーダ製造設備のうち、酸化窒素製造工程のうちの酸化工程
9	90	アンモニウム塩（硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。）製造設備	硫 酸	重炭酸アンモニア製造設備のうち、重炭酸アンモニア製造工程及びアンモニア回収工程
			硝 酸	硝酸ソーダ及び硝酸アンモニア製造設備のうち、中和蒸発工程及び仕上工程
10	95	硫酸鉄製造設備	硫 酸	硫酸鉄製造設備のうち、反応工程及び仕上工程

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

	旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	薬 品 名	腐 食 の 影 響 を 受 け る 工 程
11	96	その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	硫 酸	硫酸アルミニウム製造設備のうち、反応工程
12	97	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	クロールスルホン酸	クロールスルホン酸製造設備のうち、反応工程及び塩酸ガス発生塔
			塩 酸	塩化亜鉛製造設備のうち、反応工程
			塩 化 亜 鉛	塩化亜鉛製造設備のうち、煮詰工程、ろ過工程及び粉碎工程
			塩 素 塩 酸	塩素誘導体製造設備のうち、電解工程、濃縮工程、反応工程及び塩素回収工程
			塩 素	臭素製造設備のうち、発生工程及び蒸留工程
13	98	ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備	ふ っ 酸	ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備のうち、反応工程及び精製工程
14	99	塩化りん製造設備	塩 素	塩化りん製造設備のうち、三塩化反応がま及びその他の反応工程
15	100	りん酸又は硫化りん製造設備	り ん 酸	(1) 湿式によるりん酸製造設備のうち、分解槽、水和槽及びろ過機の作業工程 (2) 電気炉によるりん酸製造設備のうち、電気炉、燃烧炉、溶融槽、吸収塔、分解器及び送排風機の作業工程 (3) 硫化りん製造設備のうち、反応がま、反応器、精製器、洗浄器、ろ過機及び遠心分離機の作業工程
16	101	りん又はりん化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	り ん 酸	密閉式電気炉によるりん又はその他のりん化合物製造設備のうち、密閉式電気炉、送風機、凝縮機、圧搾がま、反応機、精製器、洗浄器及びろ過器の作業工程
17	102	べんがら製造設備	硫 酸	べんがら製造設備のうち、ばい焼工程及び仕上工程
18	104	酸化チタン、リトボン又はバリウム塩製造設備	硫 酸	リトボン製造設備のうち、硫酸亜鉛の反応工程、酸化チタン製造設備のうち、反応工程及び仕上工程
			塩 酸	塩化バリウム製造設備のうち、反応工程及び仕上工程
			硝 酸	硝酸バリウム製造設備のうち、反応工程及び仕上工程
19	105	無水クロム酸製造設備	硫 酸	無水クロム酸製造設備のうち、反応工程及び仕上工程
			無水クロム酸	無水クロム酸製造設備のうち、結晶かん、遠心分離機及び乾燥機の作業工程
20	106	その他のクロム化合物製造設備	硫 酸	重クロム酸塩製造設備のうち、反応工程及び仕上工程
21	109	青酸製造設備	青 酸	フォルムアミド法による青酸製造設備のうち、フォルムアミド合成工程、アンモニア冷凍工程及び合成工程
22	110	硝酸銀製造設備	硝 酸	硝酸銀製造設備のうち、溶解工程及び結晶工程
23	111	二硫化炭素製造設備	亜 硫 酸 ガス 硫 化 水 素	二硫化炭素製造設備のうち、反応工程、蒸留工程及び精製工程
24	112	過酸化水素製造設備	硫 酸	過酸化水素製造設備のうち、原料処理工程
			酸性硫酸アンモニウム、過硫酸アンモニウム	過酸化水素製造設備のうち、電解工程、蒸留工程及び過硫酸回収工程

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

	旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	薬 品 名	腐 食 の 影 響 を 受 け る 工 程
25	113	ヒドラジン製造設備	硫 酸	ヒドラジン製造設備のうち、硫酸ヒドラジンの反応工程
			アンモニア か性ソーダ	ヒドラジン製造設備のうち、反応工程及び精製工程
26	117	活性炭製造設備	塩 酸 硫 酸	活性炭製造設備のうち、焼成賦活工程、ガス洗浄工程、酸 洗浄工程、乾燥工程及び塩化亜鉛処理工程
27	118	その他の無機化学薬品製造 設備	硫 化 水 素	硫化水素製造設備のうち、回収製造工程及び充てん工程
			過 酸 化 水 素	過ほう酸ソーダ製造設備のうち、化合工程及び乾燥工程
28	119	石炭ガス、オイルガス又は 石油を原料とする芳香族そ の他の化合物分離精製設備	硫 酸	タール酸製造設備のうち、分解工程
29	120	染料中間体製造設備	硫酸、発煙硫 酸、無水硫酸、 硝酸、塩素、 塩酸、クロー ルスルホン酸	染料中間体製造設備のうち、硫酸化工程、塩素化工程、硝 化工程その他の反応工程及び精製工程
			希硫酸、亜硫 酸ガス、硫化 ソーダ、りん 酸、酢酸	染料中間体製造設備のうち、反応工程及び精製工程
30	122	カプロラクタム、シクロヘ キサノン又はテレフタル酸 (テレフタル酸ジメチルを 含む。)製造設備	発 煙 硫 酸 塩 酸	カプロラクタム製造設備のうち、亜硫酸製造工程、ニトロ 亜硫酸製造工程、アミノ反応工程、シクロヘキサノンオキシ ム製造工程、ラクタム転位工程及びラクタム中和工程
			酢 酸	パラキシロールを原料とするテレフタル酸製造設備のう ち、乾燥工程
31	123	イソシアネート類製造設備	塩 素 塩 酸 硝 酸	トルイレンジイソシアネート製造設備のうち、ホスゲン製 造工程、アミン製造工程及びニトロ化工程
32	124	炭化水素の塩化物、臭化物 又はふっ化物製造設備	塩 素 塩 酸 塩 塩	(1) フロンガス製造設備のうち、反応工程、塩酸回収工 程及び精製工程 (2) クロロメタン製造設備のうち、反応工程及び精製工 程
33	127	アセトアルデヒド又は酢酸 製造設備	塩 酸 硝 酸 硫 酸	酢酸製造設備のうち、アセチレンガス清浄工程及びアセト アルデヒド水加反応工程
			酢 酸	酢酸製造設備のうち、酢酸反応工程及び蒸留工程
34	128	シクロヘキシルアミン製造 設備	無 水 硫 酸 塩 酸	シクロヘキシルアミン製造設備のうち、反応工程及び精製 工程
35	130	ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒 石酸(酒石酸塩類を含む。)、 こはく酸、くえん酸、タン ニン酸又は没食子酸製造設 備	硫 酸	ぎ酸及びしゅう酸製造設備のうち、分解工程及び反応工程
			硫 酸 塩 酸	乳酸製造設備及びこはく酸製造設備のうち、酸化工程

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

	旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	薬 品 名	腐 食 の 影 響 を 受 け る 工 程
36	133	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備	シ ア ン	アクリルニトリル製造設備のうち、合成工程、蒸留工程及び精製工程
37	136	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	硝 酸	グリキザール製造設備のうち、硝酸酸化工程
			硫 酸	デヒドロ酢酸製造設備のうち、硫酸酸化工程
			塩 素	モノクロール酢酸製造設備のうち、反応工程、蒸留工程及び塩酸回収工程
			酢 酸 無 水 酢 酸	酢酸エチル製造設備、アセト酢酸エステル製造設備、無水酢酸製造設備並びにジケテン製造設備のうち、反応工程及び酢酸回収工程
38	139	セルロイド又は硝化綿製造設備	硝 酸 硫 酸	硝化綿製造設備のうち、硝化用混酸調合工程、硝化工程及び洗浄工程
39	140	酢酸繊維素製造設備	酢 酸 無 水 酢 酸	酢酸綿製造設備のうち、酸化工程、熟成工程、ろ過工程、沈殿工程、洗浄工程、回収抽出工程、蒸留工程及び反応工程
40	143	塩化ビニリデン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふっ素樹脂又はけい素樹脂製造設備	塩 素	塩化ビニリデン系樹脂製造設備のうち、重合工程
			塩 酸	酢酸ビニール系樹脂製造設備のうち、酢酸回収における塩酸賦活工程
			酢 酸	酢酸ビニール樹脂製造設備のうち、アセチレン発生工程、モノマー反応工程及び精りゅう工程並びに重合工程、けん化工程及び酢酸回収工程
41	145	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備	硫 酸 塩 酸 ア ン モ ニ ア ぎ 酸	尿素系、メラミン系及び石炭酸系合成樹脂製造設備のうち、反応工程
42	146	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備	塩 素 塩 酸	塩化ビニール系合成樹脂製造設備のうち、モノマー合成工程、重合工程及び乾燥工程
			硫 酸	合成ゴム製造設備のうち、凝固工程
43	147	レーヨン糸又はレーヨンステーブル製造設備	塩 素 塩 酸 希 硫 酸	レーヨン糸又はレーヨンステーブル製造設備のうち、紡糸酸浴工程、回収工程及び精練工程
			か性ソーダ、 硫化水素、二 硫化炭素、硫 化ソーダ、亜 硫酸ガス、硫 酸銅、アンモ ニア	レーヨン糸又はレーヨンステーブル製造設備のうち、パルプ及びリンター処理工程、紡糸酸浴工程及び精練仕上工程
44	149	合成繊維製造設備	硝 酸	アクリルニトリル系合成繊維製造設備のうち、原料処理工程、回収工程及び紡糸工程
			ア セ ト ン ベ ン ゼ ン エチレングリ コール	乾式紡糸法によるポリ塩化ビニール繊維製造設備のうち、原料処理工程及び紡糸工程

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

	旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	薬 品 名	腐 食 の 影 響 を 受 け る 工 程
			ぼう硝、希硫酸、ホルマリン	ビニロン製造設備のうち、原料処理工程及び紡糸工程
			チオシアン酸ソーダ	アクリルニトリル系合成繊維製造設備のうち、原料処理工程
45	151	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	硝 酸 硫 酸 塩 酸	(1) 硬化油製造設備のうち、触媒回収設備の分解工程 (2) 脂肪酸製造設備のうち、硫酸処理工程 (3) グリセリン製造設備のうち、塩酸処理工程
46	152	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	発 煙 硫 酸 無 水 硫 酸 塩 酸 ガ ス	合成洗剤又は界面活性剤製造設備のうち、反応工程
			り ん 酸 亜 硫 酸 ガ ス 硫 化 水 素	潤滑油添加剤製造設備のうち、反応工程、蒸留工程、ろ過工程及び溶解工程
47	153	ビタミン剤製造設備	塩 素 塩 酸 硝 酸 シ ア ン 硫 酸	ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₆ 、ビタミンC、葉酸、ビタミンB ₂ 、パントテン酸カルシウム製造設備（これらの誘導体製造設備を含む。）のうち、合成工程、抽出工程及び発酵工程
48	154	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）	塩 酸 ガ ス 塩 酸 クロールスルホン酸 塩 素 硫 酸 硝 酸	合成代謝性医薬品、結核治療剤、活性アスパラギン酸製剤、サルファ剤、解熱鎮痛剤の製造設備のうち、合成工程及び抽出工程
49	155	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備	硫 酸 塩 酸	水銀系農薬製造設備（農薬原体の製造に係るものに限る。）のうち、反応工程及び乾燥工程
50	156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備	発 煙 硫 酸 硫 酸 硝 酸	(1) 産業用火薬類製造設備のうち、硫酸及び硝酸の濃縮工程、混酸製造工程、綿薬の硝化工程及び煮洗工程 (2) 爆薬（起爆薬を含む。）の硝化工程及び精製工程並びに廃酸処理工程
51	157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）	発 煙 硫 酸 硝 酸 硫 酸	(1) 産業用以外の火薬類製造設備のうち、硫酸及び硝酸の濃縮工程、混酸製造工程、綿薬の硝化工程及び煮洗工程 (2) 爆薬（起爆薬を含む。）の硝化工程及び精製工程並びに廃酸処理工程
52	160	染料又は顔料製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	硫酸、発煙硫酸、無水硫酸、硝酸、塩素、塩酸、クロールスルホン酸 希 硫 酸 亜 硫 酸 ガ ス 硫 化 ソーダ りん酸、酢酸	染料及び顔料製造設備のうち、硫酸化工程、塩素化工程、硝化工程、その他の反応工程並びに精製工程及び仕上工程 染料及び顔料製造設備のうち、反応工程、精製工程及び仕上工程

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

	旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	薬 品 名	腐 食 の 影 響 を 受 け る 工 程
53	161	抜染剤又は漂白剤製造設備 (他の号に掲げるものを除く。)	塩 酸 硫 酸 亜 硫 酸 ガス か 性 ソーダ	抜染剤製造設備のうち、化成工程 抜染剤製造設備のうち、反応工程
54	162	試薬製造設備	塩 酸 ふ っ 酸 硝 酸 硫 酸 発 煙 硫 酸	試薬製造設備のうち、蒸留工程及び精製工程
55	163	合成樹脂用可塑剤製造設備	希硫酸、二酸化 塩素ガス	可塑剤製造設備のうち、反応工程、蒸留工程、ろ過工程、 溶解工程及び晶出工程
56	164	合成樹脂用安定剤製造設備	硫 酸 塩 酸 無 水 硫 酸	合成樹脂用安定剤製造設備のうち、反応工程及び精製工程
57	165	有機ゴム薬品、写真薬品又は 人造香料製造設備	硫 酸 塩 酸 塩 素 希 硫 酸 か 性 ソーダ 硫 化 水 素 亜 硫 酸 ガス ア ン モ ニ ア	有機ゴム薬品、写真薬品及び人造香料製造設備のうち、反 応工程及び精製工程 有機ゴム薬品及び写真薬品製造設備のうち、反応工程
58	181	石油精製設備（廃油再生又は グリース類製造設備を含む。）	硫 酸	潤滑油製造設備のうち、硫酸洗浄工程
59	189	糸ゴム製造設備	氷 酢 酸 酢 酸	紡糸法による糸ゴム製造設備のうち、紡糸工程
60	198	人造研削材製造設備	塩 酸 硫 酸	人造研削材製造設備のうち、酸洗工程

付表 2 塩、チリ硝石………の影響を直接全面的に受ける建物の例示

	旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	薬 品 名	腐 食 等 の 影 響 を 受 け る 工 程
1	46	染色整理又は仕上設備	蒸 気	浸染工程
2	86	ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備（塩素処理設備を含む。）	塩	塩水精製工程のうち、原塩倉庫
			塩化アンモニウム	塩安倉庫
3	87	硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	人絹結晶ぼう硝	原料倉庫
4	105	無水クロム酸製造設備	無水クロム酸	製品倉庫
5	106	その他のクロム化合物製造設備	重クロム酸塩類	重クロム酸ソーダ倉庫
			塩	副生食塩倉庫
			消 石 灰	消石灰倉庫
6	126	その他のアルコール又はケトン製造設備	蒸 気	蒸留アルコール製造設備のうち、けん化蒸留工程
7	154	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）	蒸 気	注射薬製造設備のうち、蒸留水製造工程及び滅菌工程
			食塩、硫化アンモニア、塩化アンモニア、か性ソーダ、ソーダ灰	原料倉庫
8	156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備	硝酸アンモニウム 過塩素酸アンモニウム、塩	原料倉庫並びに原料処理設備のうち、粉碎工程及び乾燥工程
9	157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）	硝酸アンモニウム 過塩素酸アンモニウム	原料倉庫
10	160	染料又は顔料製造設備（他の号に掲げるものを除く。）	塩 塩化カルシウム	染料及び顔料製造設備のうち、乾燥工程、粉碎工程及び配合工程

付表 3 鉄道業及び軌道業の構築物（総合償却資産であるものに限る）の細目と個別耐用年数

耐用年数省令別表第一				細 目	算 定 基 礎 年 数
種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数		
構 築 物	鉄道業用又は軌道業 用のもの	前掲以外のもの	年		年
		線 路 設 備			
		軌 道 設 備			
		道 床	60	道 床	60
		その他のもの	16	舗 装	15
				諸 標 車 止 め	20
		土 工 設 備	57	線 路 切 取	70
				線 路 築 堤	70
				川 道 付 替 え	70
				土 留 め	40
		その他のもの	21	排 水 設 備	30
				線 路 諸 設 備	
				踏 切 道	15
				防 護 設 備	15
				さ く か き	15
				雑 設 備	15
		停車場設備	32	転車及び遷車台	25
				給水及び給炭設備	25
				給 油 設 備	25
				検 車 洗 浄 設 備	25
				乗降場及び積卸場	30
				地 下 道	55
				雑 設 備	30
		電 路 設 備			
		その他のもの	19	通 信 設 備	15
				電 気 保 安 設 備	20
				電 力 線 設 備	25

付表 4 電気業の構築物（総合償却資産であるものに限る）の細目と個別耐用年数

耐用年数省令別表第一				細目	算定基礎年数
種類	構造又は用途	細目	耐用年数		
構築物	発電用又は送配電用のもの	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	57 ^年	貯水池	80 ^年
				調整池	80
				水路	70
				えん堤	70
				洪水路	70
				取水路	70
				開渠	55
				がい渠	55
				ずい道	55
				水圧鉄管	40
				沈砂池	55
				水槽	55
				放水路	55
				その他	
		汽力発電用のもの（岸壁、栈橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	41	岸壁	50
				貯水池	40
				栈橋	50
				深井戸	40
				防波堤及び堤防	50
				取水路	40
				煙突	35
				排水路	40
				その他	
	送電用のもの 地中電線路		25	管	路
				ケーブル	25
		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線	36	その他	
				鉄塔	50
				鉄柱	50
				コンクリート柱	50
				木柱	25
				がい子	25
				送電線	40
				地線	20
				電話線	30

付表 5 通常の使用時間が 8 時間又は 16 時間の機械装置

旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	区 分	通常 の使 用時 間	備 考
1	食肉又は食鳥処理加工設備		8	
2	鶏卵処理加工及びマヨネーズ製造設備		8	
3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料 その他の乳製品製造設備（集乳設備を 含む。）	{ 発酵乳及び乳酸菌 飲料製造設備 その他	24 8	
4	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の 水産食料品製造設備		8	
5	漬物製造設備		8	
6	トマト加工品製造設備		8	
7	その他の果実又はそ菜処理加工設備缶		8	
8	詰又は瓶詰製造設備		8	
10	味そ又はしょう油（だしの素類を含 む。）製造設備		8	
10の2	食酢又はソース製造設備	{ 食酢製造設備 ソース製造設備	24 8	
11	その他の調味料製造設備		8	
12	精穀設備		16	
14	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備		8	
15	その他の豆類処理加工設備		8	
17	その他の農産物加工設備		8	
19	その他の乾めん、生めん又は強化米製 造設備		16	
23	パン又は菓子類製造設備	{ 生パン類製造設備 その他	16 8	
24	荒茶製造設備		8	
25	再製茶製造設備		8	
26	清涼飲料製造設備		8	
30	その他の飲料製造設備		8	
34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	{ 酵母飼料製造設備 その他	24 8	
35	その他の飼料製造設備		8	
36	その他の食料品製造設備		8	
37	生糸製造設備	{ 自動繰糸式生糸製 造設備 その他	16 8	ただし、繭乾燥工程は、16時間
38	繭乾燥業用設備		16	
39	紡績設備	{ 和紡績設備 その他	8 24	
43	ねん糸業用又は糸（前号に掲げるもの を除く。）製造業用設備	{ ねん糸業用設備 その他	8 16	
45	メリヤス生地、編み手袋又は靴下製造 設備	{ フルファッション 式製編設備及び縦 編メリヤス生地製 造設備 その他	24 16	

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	区 分	通常 の使 用時 間	備 考
46	染色整理又は仕上設備		8	
48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	{ 洗毛、化炭、羊毛 トップ及び反毛設 備 その他	16 8	
49	整経又はサイジング業用設備		16	
50	不織布製造設備		16	
51	フェルト又はフェルト製品製造設備	{ 羊毛フェルト及び 極硬質フェルト製 造設備 その他	16 8	
52	綱、網又はひも製造設備		8	
53	レース製造設備		16	
54	塗装布製造設備		8	
55	繊維製又は紙製衛生材料製造設備		8	
56	縫製品製造業用設備		8	
57	その他の繊維製品製造設備		8	
58	可搬式造林、伐木又は搬出設備		8	
59	製材業用設備		8	
60	チップ製造業用設備		8	
61	単板又は合板製造設備		8	ただし、乾燥工程は、16時間
62	その他の木製品製造設備		8	
63	木材防腐処理設備		8	
65	手すき和紙製造設備		8	
68	ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備	{ ヴァルカナイズド ファイバー製造設 備 その他	16 8	
69	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備		8	
70	その他の紙製品製造設備		8	
71	枚葉紙樹脂加工設備		8	
74	日刊新聞紙印刷設備		8	
75	印刷設備		8	
76	活字鑄造業用設備		8	
77	金属板その他の特殊物印刷設備		8	
78	製本設備		8	
79	写真製版業用設備		8	
80	複写業用設備		8	
85	配合肥料その他の肥料製造設備		8	
154	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）	{ 錠剤、液剤及び注 射薬製造設備並び に小分包装設備 その他	8 24	
156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備		8	
157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）		8	

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	区 分	通常 の使 用時 間	備 考
158	塗料又は印刷インキ製造設備	炭素粉末製造設備 その他	8	ただし、合成樹脂製造工程は、24時間
159	その他のインキ製造設備		8	
166	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備		8	
167	接着剤製造設備		8	
170	化粧品製造設備		8	ただし、加硫工程は、24時間
174	磁気テープ製造設備		16	
178	電気絶縁材料（マイカ系を含む。）製造設備		8	
182	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備		8	
184	練炭、豆炭類、オガライト（オガタンを含む。）又は炭素粉末製造設備		24	ただし、加硫工程は、24時間
186	タイヤ又はチューブ製造設備		8	
187	再生ゴム製造設備		8	
190	その他のゴム製品製造設備		8	
191	製革設備		8	ただし、加硫工程は、24時間
192	機械ぐつ製造設備		8	
193	その他の革製品製造設備		8	
195	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。）		8	
196	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備		8	ただし、加硫工程は、24時間
197	炭素繊維製造設備		8	
197の2	その他の炭素製品製造設備		8	
198	人造研削材製造設備		8	
199	研削と石又は研磨布紙製造設備		8	ただし、加硫工程は、24時間
201	生コンクリート製造設備		16	
202	セメント製品（気ほうコンクリート製品を含む。）製造設備		8	
205	石こうボード製造設備		8	
206	ほうろう鉄器製造設備		8	ただし、加硫工程は、24時間
207	石綿又は石綿セメント製品製造設備		8	
209	石工品又は擬石製造設備		8	
215	鉄鋼熱間圧延設備		16	
216	鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	冷延鋼板圧延設備 その他	16	ただし、養生及び乾燥工程は、24時間
217	鋼管製造設備		8	
218	鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備		16	
218の2	鉄くず処理業用設備		8	
219	鉄鋼鍛造業用設備	継目無鋼管及び鍛接鋼管製造設備 その他	8	ただし、養生及び乾燥工程は、24時間
220	鋼铸件又は銑鉄铸件製造業用設備		8	

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	区 分	通常 の使 用時 間	備 考
221	金属熱処理業用設備		16	
229	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備		8	
230	非鉄金属鋳物製造業用設備		8	
231	電線又はケーブル製造設備		8	ただし、銅線の荒引工程及び巻線の焼付工程は、16時間
231の2	光ファイバー製造設備		8	
232	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備	{ 打はく設備 その他	8	
			24	
233	粉末冶金製品製造設備		8	
234	鋼索製造設備		8	
235	鎖製造設備		8	
236	溶接棒製造設備		8	
237	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備		8	
237の2	ねじ製造業用設備		8	
238	溶接金網製造設備		8	
239	その他の金網又は針金製品製造設備		8	
240	縫針又はミシン針製造設備		8	
241	押出しチューブ又は自動組立方式による金属缶製造設備		8	
242	その他の金属製容器製造設備		8	
243	電気 ^{すず} 鋳めつき鉄板製造設備		16	
244	その他のめっき又はアルマイト加工設備		8	
245	金属塗装設備		8	
245の2	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備		8	
246	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		8	
247	農業用機具製造設備		8	
248	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備		8	
249	金属製家具若しくは、建具又は建築金物製造設備		8	
250	鋼製構造物製造設備		8	
251	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備		8	
251の2	核燃料物質加工設備		8	
252	その他の金属製品製造設備		8	
253	ボイラー製造設備		8	
254	エンジン、タービン又は水車製造設備		8	
255	農業用機械製造設備		8	
256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		8	
257	金属加工機械製造設備		8	

旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	区 分	通常 の使 用時 間	備 考
258	鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備		8	
259	機械工具、金型又は治具製造業用設備		8	
260	繊維機械（ミシンを含む。）又は同部分品若しくは附属品製造設備		8	
261	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備		8	
261の2	冷凍機製造設備		8	
262	玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備		8	
263	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備		8	
263の2	産業用ロボット製造設備		8	
264	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備		8	
265	事務用機器製造設備		8	
266	食品用、暖ちゅう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備		8	
267	産業用又は民生用電気機器製造設備		8	
268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		8	
268の2	フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備		8	
269	交通信号保安機器製造設備		8	
270	電球、電子管又は放電灯製造設備		8	
271	半導体集積回路（素子数が500以上のものに限る。）製造設備		8	
271の2	その他の半導体素子製造設備		8	
272	抵抗器又は蓄電器製造設備		8	
272の2	プリント配線基板製造設備		8	
272の3	フェライト製品製造設備		8	
273	電気機器部分品製造設備		8	
274	乾電池製造設備		8	
274の2	その他の電池製造設備		8	
275	自動車製造設備		8	
276	自動車車体製造又は架装設備		8	
277	鉄道車両又は同部分品製造設備		8	
278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）		8	
279	車両用ブレーキ製造設備		8	
280	その他の車両部分品又は附属品製造設備		8	

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	区 分	通常 の使 用時 間	備 考
281	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備		8	
282	鋼船製造又は修理設備		8	
283	木船製造又は修理設備		8	
284	舶用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備		8	
285	航空機若しくは同部分品（エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。）製造又は修理設備		8	
286	その他の輸送用機器製造設備		8	
287	試験機、測定器又は計量機製造設備		8	
288	医療用機器製造設備		8	
288の2	理化学用機器製造設備		8	
289	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備		8	
290	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備		8	
291	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備		8	
292	銃弾製造設備		8	
293	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備		8	
294	自動車分解製備業用設備		8	
295	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備		8	
297	楽器製造設備		8	
298	レコード製造設備		8	
299	がん具製造設備	{ 合成樹脂成形設備 その他の設備	16	
			8	
300	万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備		8	
301	ボールペン製造設備		8	
302	鉛筆製造設備		8	
303	絵の具その他の絵画用具製造設備		8	
304	身近用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備		8	
305	ボタン製造設備		8	
306	スライドファスナー製造設備		8	
307	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備		16	
309	繊維壁材製造設備		8	
310	歯科材料製造設備		8	
311	真空蒸着処理業用設備		16	
312	マッチ製造設備		8	

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

旧別表 第二の 「番号」	旧別表第二の「設備の種類」	区 分	通常 の使 用時 間	備 考
313	コルク又はコルク製品製造設備		8	
314	つりざお又は附属品製造設備		8	
315	墨汁製造設備		8	
316	ろうそく製造設備		8	
317	リノリウム、リノタイル又はアスファ ルトタイル製造設備		8	
318	畳表製造設備		8	
319	畳製造設備		8	
319の2	その他のわら工品製造設備		8	
323	真珠、貴石又は半貴石加工設備		8	
344	ラジオ又はテレビジョン放送設備		16	
359	クリーニング設備		8	
360の2	故紙梱包設備		8	
364	天然色写真現像焼付設備		16	
365	その他の写真現像焼付設備		16	
367	遊園地用遊戯設備（原動機付のものに 限る。）		8	

付表 6 漁網、活字地金及び専用金型等以外の資産の基準率、基準回数及び基準直径表

(1) なつ染用銅ロールの特別な償却率の算定の基礎となる彫刻可能回数

彫刻模様 ロールの種類 区分	普通ロール						カンガー用ロール	
	長さ92センチ未満		長さ92センチ以上 115センチ未満		長さ115センチ以上		彫刻可能回数	換算率
	彫刻可能回数	換算率	彫刻可能回数	換算率	彫刻可能回数	換算率		
抜染なつ染を除いた服地柄 (基準模様)	22	—	20	—	18	—	—	—
抜染なつ染による服地柄	20	1.1	18	1.111	16	1.125	—	—
和装柄、夜具地柄、起毛織物、 服地及び和装柄	18	1.222	16	1.25	14	1.286	—	—
ワックス、サロン及びサロン 類似柄	—	—	14	1.429	12	1.5	—	—
カンガー	—	—	—	—	—	—	5	1

注 (イ) 換算率とは、抜染なつ染を除いた服地柄（以下「基準模様」という。）を彫刻する場合における彫刻可能回数（以下「基礎回数」という。）の基準模様以外の模様を彫刻する場合における当該模様の彫刻可能回数に対する割合であって、基準模様以外の模様を彫刻した場合においても計算の便宜上、彫刻可能回数を基礎回数とし、実際彫刻回数を実際彫刻回数に当該模様の換算率を乗じたものとするためのものである。

(ロ) 普通ロールとは、カンガー用ロール以外のロールをいう。

(2) 映画用フィルムの特別な償却率

上映日からの経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特別な償却率	60%	80	87	91	94	96	97	98	99	100

ただし、(2)の表による認定を受けている法人が各事業年度（事業年度の期間が6か月の場合に限る。）ごとに封切上映したものの全部について一律に特別な償却率を適用しようとする場合には、各事業年度において封切上映したものについては、当該事業年度にあっては85%を、当該事業年度の翌事業年度にあっては15%を、それぞれ認定に係る償却率とすることができる。

(3) 非鉄金属圧延用ロールの特別な償却率の算定の基礎となる使用可能直径

材質による区分 用途による区分		普通チルドロール	合金チルドロール	グレンロール	鋳鋼ロール	鍛鋼ロール
熱間圧延ロール		25ミリメートル	—	ロールの製作時の直径から当該ロールのロールチョックの径を控除した値の7割	同左	20ミリメートル
冷間圧延ロール	中延べ（荒延べを含む。）ロール	30ミリメートル	30ミリメートル	—	—	15ミリメートル
	仕上げロール	30ミリメートル	30ミリメートル	—	—	10ミリメートル（はく用ロールについては5ミリメートル）

付表 7 旧定率法未償却残額表及び定率法未償却残額表……………巻末折込み参照

付表 8 「設備の種類」と日本標準産業分類の分類との対比表

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
1	食料品製造業用設備	「091」畜産食料品製造業	部分肉・冷凍肉製造業、ハム製造業、乳製品製造業、はちみつ処理加工業
		「092」水産食料品製造業	水産缶詰・瓶詰製造業、かまぼこ製造業
		「093」野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	野菜缶詰・瓶詰製造業、乾燥野菜製造業、かんぴょう製造業、野菜漬物製造業
		「094」調味料製造業	味噌製造業、しょう油製造業、食酢製造業
		「095」糖類製造業	砂糖精製業、ぶどう糖製造業
		「096」精穀・製粉業	精米業、小麦粉製造業、米粉製造業
		「097」パン・菓子製造業	食パン製造業、氷菓製造業、チューインガム製造業
		「098」動植物油脂製造業	牛脂製造業、マーガリン製造業
		「099」その他の食料品製造業	レトルト食品製造業、粉末ジュース製造業、パン粉製造業
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	「101」清涼飲料製造業	清涼飲料製造業、シロップ製造業
		「102」酒類製造業	ビール製造業、清酒製造業
		「103」茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く。)	荒茶製造業、コーヒー豆ほう煎業
		「104」製氷業	氷製造業(天然氷を除く。)
		「105」たばこ製造業	たばこ製造業、葉たばこ処理業
		「106」飼料・有機質肥料製造業	配合飼料製造業、ドッグフード製造業、海産肥料製造業
3	繊維工業用設備		
	炭酸繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備	「111」製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業の一部	炭素繊維製造業
	その他の設備	「111」製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業の一部	器械生糸製造業、綿紡績業、かさ高加工糸製造業
		「112」織物業	綿織物業、織フェルト製造業
		「113」ニット生地製造業	丸編ニット生地製造業
		「114」染色整理業	毛織物・毛風合成繊維織物機械無地染業、織物乾燥業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達附表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
		「115」 網・網・レース・繊維粗製品製造業	ロープ製造業、漁網製造業、洗毛化炭業
		「116」 外衣・シャツ製造業（和式を除く。）	織物製ワイシャツ製造業、織物製学校服製造業
		「117」 下着類製造業	ニット製下着製造業、織物製パジャマ製造業
		「118」 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	帯製造業、ネクタイ製造業、マフラー製造業
		「119」その他の繊維製品製造業	毛布製造業、じゅうたん製造業、脱脂綿製造業
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	「121」 製材業、木製品製造業	製材業、床板製造業、木材チップ製造業
		「122」 造作材・合板・建築用組立材料製造業	合板製造業、集成材製造業
		「123」 木製容器製造業（竹、とうを含む。）	かご製造業、木箱製造業、酒たる製造業
		「129」その他の木製品製造業（竹、とうを含む。）	木材防腐処理業、コルク栓製造業、木製サンダル製造業
5	家具又は装備品製造業用設備	「131」 家具製造業	たんす製造業、金属製家具製造業
		「132」 宗教用具製造業	神仏具製造業、みこし製造業、仏壇製造業
		「133」 建具製造業	戸・障子製造業、ふすま製造業
		「139」その他の家具・装備品製造業	陳列ケース製造業、ブラインド製造業、石製家具製造業
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	「141」 パルプ製造業	溶解サルファイトパルプ製造業
		「142」 紙製造業	新聞用紙製造業、段ボール原紙製造業
		「143」 加工紙製造業	バルカナイズドファイバー製造業、段ボール製造業
		「144」 紙製品製造業	帳簿類製造業、包装紙製造業
		「145」 紙製容器製造業	セメント袋製造業、ショッピングバッグ製造業
		「149」その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	紙ひも製造業、セロファン製造業、紙おむつ製造業
7	印刷業又は印刷関連業用設備		
		デジタル印刷システム設備	「151」 印刷業の一部 印刷業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
	製本業用設備	「153」製本業、印刷物加工業の一部	製本業
	新聞業用設備 モノタイプ、写真 又は通信設備 その他の設備	「151」印刷業の一部	新聞印刷業、新聞印刷発行業
	その他の設備	「151」印刷業の一部	オフセット印刷業、金属印刷業
		「152」製版業	写真製版業、グラフィック製版業、活字製造業
		「153」製本業、印刷物加工業の一部	印刷物光沢加工業
		「159」印刷関連サービス業	校正刷業、刷版研磨業
8	化学工業用設備		
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	「162」無機化学工業製品製造業の一部	臭素製造業、よう素製造業、液体塩素製造業
	塩化りん製造設備	「162」無機化学工業製品製造業の一部	塩化りん製造業
	活性炭製造設備	「162」無機化学工業製品製造業の一部	活性炭製造業
	ゼラチン又はにかわ製造設備	「169」その他の化学工業の一部	ゼラチン製造業、にかわ製造業
	半導体用フォトレジスト製造設備	「169」その他の化学工業の一部	半導体用フォトレジスト製造業
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	「169」その他の化学工業の一部	偏光板用フィルム製造業
	その他の設備	「161」化学肥料製造業	アンモニア製造業、複合肥料製造業
		「162」無機化学工業製品製造業の一部	ソーダ灰製造業、ネオンガス製造業、アルゴン製造業、塩製造業
		「163」有機化学工業製品製造業	エチルアルコール製造業、ポリエチレン製造業、合成ゴム製造業
		「164」油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	脂肪酸製造業、ペイント製造業、ろうそく製造業
		「165」医薬品製造業	内服薬製造業、殺虫剤製造業（農薬を除く。）、ワクチン製造業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達附表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
		「166」化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	香水製造業、頭髮料製造業
		「169」その他の化学工業の一部	殺虫剤製造業（農薬に限る。）、天然香料製造業、写真感光紙製造業
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	「171」石油精製業	石油精製業、ガソリン製造業
		「172」潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	潤滑油製造業、グリース製造業
		「173」コークス製造業	コークス製造業、半成コークス製造業
		「174」舗装材料製造業	舗装材料製造業、アスファルトブロック製造業
		「179」その他の石油製品・石炭製品製造業	石油コークス製造業、練炭製造業
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	「181」プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	プラスチック平板製造業、プラスチック硬質管製造業、プラスチック管加工業
		「182」プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	プラスチックフィルム製造業、プラスチックタイル製造業、合成皮革加工業
		「183」工業用プラスチック製品製造業	プラスチック製冷蔵庫内装用品製造業、工業用プラスチック製品加工業
		「184」発泡・強化プラスチック製品製造業	軟質ポリウレタンフォーム製造業、強化プラスチック製容器製造業
		「185」プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む。）	再生プラスチック製造業、廃プラスチック製品製造業
		「189」その他のプラスチック製品製造業	プラスチック製容器製造業、プラスチック結束テープ製造業
11	ゴム製品製造業用設備	「191」タイヤ・チューブ製造業	自動車タイヤ製造業、自転車タイヤ・チューブ製造業
		「192」ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	地下足袋製造業、プラスチック製靴製造業、合成皮革製靴製造業
		「193」ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	工業用エボナイト製品製造業、ゴムライニング加工業
		「199」その他のゴム製品製造業	ゴム引布製造業、ゴム製医療用品製造業、更生タイヤ製造業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	「201」なめし革製造業	皮なめし業、水産革製造業、は虫類革製造業
		「202」工業用革製品製造業（手袋を除く。）	革ベルト製造業
		「203」革製履物用材料・同附属品製造業	革製製靴材料製造業、革製靴底製造業
		「204」革製履物製造業	革靴製造業、革製サンダル製造業
		「205」革製手袋製造業	革製手袋製造業、スポーツ用革手袋製造業
		「206」かばん製造業	革製かばん製造業、繊維製かばん製造業
		「207」袋物製造業	革製袋物製造業、革製ハンドバッグ製造業
		「208」毛皮製造業	毛皮製造業、毛皮染色・仕上業
		「209」その他のなめし革製品製造業	室内用革製品製造業、腕時計用革バンド製造業
13	窯業又は土石製品製造業用設備	「211」ガラス・同製品製造業	板ガラス製造業、ビール瓶製造業、ガラス繊維製造業、ガラス製絶縁材料製造業
		「212」セメント・同製品製造業	生コンクリート製造業、空洞コンクリートブロック製造業
		「213」建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く。）	粘土かわら製造業、普通れんが製造業
		「214」陶磁器・同関連製品製造業	陶磁器製食器製造業、陶磁器製絶縁材料製造業、陶磁器製タイル製造業、陶土精製業
		「215」耐火物製造業	耐火れんが製造業、耐火モルタル製造業
		「216」炭素・黒鉛製品製造業	炭素電極製造業、炭素棒製造業
		「217」研磨材・同製品製造業	研削用ガーネット製造業、研磨布製造業
		「218」骨材・石工品等製造業	玉石碎石製造業、人工骨材製造業、けいそう土精製業
		「219」その他の窯業・土石製品製造業	焼石こう製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業
14	鉄鋼業用設備		
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スク	「224」表面処理鋼材製造業の一部	亜鉛鉄板製造業、亜鉛めっき鋼管製造業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
	ラップ加工処理業用設備	「229」その他の鉄鋼業の一部	鉄粉製造業、鉄スクラップ加工処理業
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は铸铁管製造業用設備	「221」製鉄業の一部	純鉄製造業、原鉄製造業、ベースメタル製造業、合金鉄製造業
		「225」鉄素形材製造業	機械用銑鉄铸件製造業、铸鋼製造業、鍛鋼製造業
		「229」その他の鉄鋼業の一部	铸铁管製造業
	その他の設備	「221」製鉄業の一部	高炉銑製造業、電気炉銑製造業
		「222」製鋼・製鋼圧延業	製鋼業、圧延鋼材製造業
		「223」製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）	冷延鋼板製造業、伸鉄製造業、引抜鋼管製造業、鉄線製造業
		「224」表面処理鋼材製造業の一部	ブリキ製造業
		「229」その他の鉄鋼業の一部	鉄鋼シャーリング業
15	非鉄金属製造業用設備		
	核燃料物質加工設備	「239」その他の非鉄金属製造業の一部	核燃料成形加工業
	その他の設備	「231」非鉄金属第1次製錬・精製業	銅製錬・精製業、電気亜鉛精製業、貴金属製錬・精製業
		「232」非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）	鉛再生業、アルミニウム合金製造業
		「233」非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む。）	銅圧延業、アルミニウム管製造業
		「234」電線・ケーブル製造業	裸電線製造業、光ファイバケーブル製造業
		「235」非鉄金属素形材製造業	銅・同合金铸件製造業、アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
		「239」その他の非鉄金属製造業の一部	非鉄金属シャーリング業
16	金属製品製造業用設備		
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	「246」金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く。）の一部	金属製品塗装業、溶融めっき業、金属彫刻業
		「249」その他の金属製品製造業の一部	金属製ネームプレート製造業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
	その他の設備	「241」ブリキ缶・その他のめ っき板等製品製造業	缶詰用缶製造業、ブリキ缶製造業
		「242」洋食器・刃物・手道具・ 金物類製造業	養蚕用・養きん用機器製造業、農業 用刃物製造業、建築用金物製造業
		「243」暖房装置・配管工事用 附属品製造業	配管工事用附属品製造業、ガス機器 製造業、温風暖房機製造業
		「244」建設用・建築用金属製 品製造業（製缶板金業を含 む。）	鉄骨製造業、鉄塔製造業、住宅用・ ビル用アルミニウム製サッシ製造 業、製缶業
		「245」金属素形材製品製造業	金属プレス製品製造業、粉末冶金製 品製造業
		「246」金属被覆・彫刻業、熱 処理業（ほうろう鉄器を除 く。）の一部	金属熱処理業
		「247」金属線製品製造業（ね じ類を除く。）	鉄くぎ製造業、ワイヤチェーン製造 業
		「248」ボルト・ナット・リベ ット・小ねじ・木ねじ等製造 業	ボルト・ナット製造業、ビス製造業
		「249」その他の金属製品製造 業の一部	金庫製造業、板ばね製造業
17	はん用機械器具（はん用性 を有するもので、他の器具 及び備品並びに機械及び装 置に組み込み、又は取り付 けることによりその用に供 されるものをいう。）製造業 用設備（第20号及び第22号 に掲げるものを除く。）	「251」ボイラ・原動機製造業	工業用ボイラ製造業、蒸気タービン 製造業、はん用ガソリン機関製造業
		「252」ポンプ・圧縮機器製造 業	動力ポンプ製造業、圧縮機製造業、 油圧ポンプ製造業
		「253」一般産業用機械・装置 製造業	歯車製造業、エレベータ製造業、コ ンベヤ製造業、冷凍機製造業
		「259」その他のはん用機械・ 同部分品製造業	消化器製造業、一般バルブ・コック 製造業、ピストンリング製造業
18	生産用機械器具（物の生産 の用に供されるものをい う。）製造業用設備（次号及 び第21号に掲げるものを除 く。）		
	金属加工機械製造設備	「266」金属加工機械製造業	金属工作機械製造業、金属加工機械 製造業
	その他の設備	「261」農業用機械製造業（農 業用器具を除く。）	動力耕うん機製造業、脱穀機製造業、 除草機製造業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達附表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
		「262」建設機械・鉱山機械製造業	建設機械・同装置・部分品・附属品製造業、建設用クレーン製造業
		「263」繊維機械製造業	綿・スフ紡績機械製造業、絹・人絹織機械製造業、工業用ミシン製造業
		「264」生活関連産業用機械製造業	精米機械・同装置製造業、製材機械製造業、パルプ製造機械・同装置製造業
		「265」基礎素材産業用機械製造業	鑄造装置製造業、化学機械・同装置製造業
		「267」半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	ウェーハ加工装置製造業、液晶パネル熱処理装置製造業
		「269」その他の生産用機械・同部分品製造業	金属製品用金型製造業、ロボット製造業
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）	「271」事務用機械器具製造業	複写機製造業、事務用機械器具製造業
		「272」サービス用・娯楽用機械器具製造業	営業用洗濯機製造業、アミューズメント機器製造業、自動販売機・同部分品製造業
		「273」計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	ガスメータ製造業、血圧計製造業、マイクロメータ製造業、金属材料試験機製造業
		「274」医療用機械器具・医療用品製造業	医科用鋼製器具製造業、人工血管製造業、歯科用合金製造業
		「275」光学機械器具・レンズ製造業	顕微鏡製造業、写真機製造業、光学レンズ製造業
		「276」武器製造業	けん銃製造業
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		
	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	「283」記録メディア製造業の一部	光ディスク製造業
	プリント配線基板製造設備	「284」電子回路製造業の一部	片面・両面・多層リジッドプリント配線板製造業
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	「281」電子デバイス製造業の一部	半導体集積回路製造業、トランジスタ製造業

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
	その他の設備	「281」電子デバイス製造業の一部	マイクロ波管製造業、発光ダイオード製造業
		「282」電子部品製造業	抵抗器製造業、スピーカ部品製造業、スイッチ製造業
		「283」記録メディア製造業の一部	SDメモ리카ード製造業、メモリースティック製造業
		「284」電子回路製造業の一部	チップ部品実装基板製造業
		「285」ユニット部品製造業	スイッチング電源製造業、紙幣識別ユニット製造業
		「289」その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	整流器製造業、ダイヤル製造業
21	電気機械器具製造業用設備	「291」発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	発電機製造業、変圧器製造業、配電盤製造業
		「292」産業用電気機械器具製造業	電弧溶接機製造業、スターターモータ製造業
		「293」民生用電気機械器具製造業	家庭用電気洗濯機製造業、電気ストーブ製造業
		「294」電球・電気照明器具製造業	映写機用ランプ製造業、天井灯照明器具製造業
		「295」電池製造業	蓄電池製造業、乾電池製造業
		「296」電子応用装置製造業	医療用・歯科用X線装置製造業、磁気探知機製造業
		「297」電気計測器製造業	電流計製造業、温度自動調節装置製造業、心電計製造業
		「299」その他の電気機械器具製造業	電球口金製造業、太陽電池製造業
22	情報通信機械器具製造業用設備	「301」通信機械器具・同関連機械器具製造業	携帯電話機製造業、テレビジョン放送装置製造業、カーナビゲーション製造業、火災警報装置製造業
		「302」映像・音響機械器具製造業	DVDプレーヤ製造業、デジタルカメラ製造業、ステレオ製造業
		「303」電子計算機・同附属装置製造業	デジタル形電子計算機製造業、パーソナルコンピュータ製造業、外部記憶装置製造業、スキャナー製造業
23	輸送用機械器具製造業用設備	「311」自動車・同附属品製造業	自動車製造業、自動車エンジン・同部分品製造業
		「312」鉄道車両・同部分品製造業	電車製造業、戸閉装置製造業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
		「313」船舶製造・修理業、船用機関製造業	鋼船製造・修理業、船体ブロック製造業、舟艇製造業、船用機関製造業
		「314」航空機・同附属品製造業	飛行機製造業、気球製造業
		「315」産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業、動力付運搬車製造業
		「319」その他の輸送用機械器具製造業	自転車製造組立業、車いす製造組立業
24	その他の製造業用設備	「321」貴金属・宝石製品製造業	装身具製造業（貴金属・宝石製のものの）、宝石附属品加工業
		「322」装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く。）	装身具製造業（貴金属・宝石製を除く。）、造花製造業、針製造業、かつら製造業
		「323」時計・同部分品製造業	時計製造業、電気時計製造業
		「324」楽器製造業	ピアノ製造業、ギター製造業、オルゴール製造業
		「325」がん具・運動用具製造業	家庭用テレビゲーム機製造業、人形製造業、スポーツ用具製造業
		「326」ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	シャープペンシル製造業、油絵具製造業、手押スタンプ製造業
		「327」漆器製造業	漆塗り家具製造業、漆器製造業
		「328」畳等生活雑貨製品製造業	麦わら帽子製造業、扇子・扇子骨製造業、ブラシ類製造業、喫煙用具製造業
		「329」他に分類されない製造業	花火製造業、ネオンサイン製造業、模型製造業、眼鏡製造業
25	農業用設備	「011」耕種農業	水稲作農業、野菜作農業、しいたけ栽培農業、たばこ作農業
		「012」畜産農業	酪農業、肉用牛肥育業、昆虫類飼育業、養蚕農業、養蜂業
		「013」農業サービス業（園芸サービス業を除く。）	共同選果場、花き共同選別場
		「014」園芸サービス業	造園業
26	林業用設備	「021」育林業	私有林経営業
		「022」素材生産業	一般材生産業、パルプ材生産業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
		「023」特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く。）	薪伐出製造業、木炭製造業、松やに採取業
		「024」林業サービス業	育林請負業、薪請負製造業
		「029」その他の林業	狩猟業、昆虫類採捕業、山林用種苗業
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	「031」海面漁業	遠洋底びき網漁業、あさり採取業
		「032」内水面漁業	河川漁業、湖沼漁業
28	水産養殖業用設備	「041」海面養殖業	魚類養殖業、貝類養殖業、藻類養殖業、真珠養殖業
		「042」内水面養殖業	こい養殖業、すっぽん養殖業
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備		
	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備	「053」原油・天然ガス鉱業	原油鉱業、天然ガス鉱業
	その他の設備	「051」金属鉱業	金鉱業、鉄鉱業
		「052」石炭・亜炭鉱業	石炭鉱業、石炭回収業
		「054」採石業、砂・砂利・玉石採取業	花こう岩採石業、大理石採石業、砂採取業
		「055」窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）	耐火粘土鉱業、ろう石鉱業、石灰石鉱業
		「059」その他の鉱業	酸性白土鉱業、けいそう土鉱業、天然氷採取業
30	総合工事業用設備	「061」一般土木建築工事業	一般土木建築工事業
		「062」土木工事業（舗装工事業を除く。）	土木工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業
		「063」舗装工事業	道路舗装工事業
		「064」建築工事業（木造建築工事業を除く。）	建築工事請負業、組立鉄筋コンクリート造建築工事業
		「065」木造建築工事業	木造住宅建築工事業
		「066」建築リフォーム工事業	住宅リフォーム工事業
		「071」大工工事業	大工工事業、型枠大工工事業
		「072」とび・土工・コンクリート工事業	とび工事業、土工工事業、特殊コンクリート基礎工事業

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
		「073」鉄骨・鉄筋工事業	鉄骨工事業、鉄筋工事業
		「074」石工・れんが・タイル・ブロック工事業	石工工事業、れんが工事業、タイル工事業、コンクリートブロック工事業
		「075」左官工事業	左官業、漆くい工事業
		「076」板金・金物工事業	鉄板屋根ふき業、板金工事業、建築金物工事業
		「077」塗装工事業	塗装工事業、道路標示・区画線工事業
		「078」床・内装工事業	床張工事業、壁紙工事業
		「079」その他の職別工事業	ガラス工事業、金属製建具取付業、防水工事業
		「081」電気工事業	電気設備工事業、電気配線工事業
		「082」電気通信・信号装置工事業	電気通信工事業、有線テレビジョン放送設備設置工事業
		「083」管工事業（さく井工事業を除く。）	一般管工事業、給排水設備工事業
		「084」機械器具設置工事業	機械器具設置工事業、昇降設備工事業
		「089」その他の設備工事業	築炉工事業、さく井工事業
31	電気業用設備	「331」電気業	水力発電所、火力発電所、変電所
	電気業用水力発電設備		
	その他の水力発電設備		
	汽力発電設備		
	内燃力又はガスタービン発電設備		
	送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備		
	鉄道又は軌道業用変電設備		
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの		

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
32	ガス業用設備	「341」 ガス業	ガス製造工場、ガス供給所、ガス整 圧所
	製造用設備		
	供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の 導管 需要者用計量器 その他の設備		
	その他の設備 主として金属製の もの その他のもの		
33	熱供給業用設備	「351」 熱供給業	地域暖冷房業、蒸気供給業
34	水道業用設備	「361」 上水道業	上水道業、水道用水供給事業
		「362」 工業用水道業	工業用水道業、工業用水浄水場
		「363」 下水道業	下水道処理施設維持管理業、下水道 管路施設維持管理業
35	通信業用設備	「371」 固定電気通信業	インターネット・サービス・プロバ イダ
		「372」 移動電気通信業	携帯電話業、無線呼出し業
		「373」 電気通信に附帯するサ ービス業	電気通信業務受託会社、移動無線セ ンター
36	放送業用設備	「382」 民間放送業（有線放送 業を除く。）	テレビジョン放送事業者、ラジオ放 送事業者
		「383」 有線放送業	有線テレビジョン放送業、有線ラジ オ放送業
37	映像、音声又は文字情報制 作業用設備	「411」 映像情報制作・配給業	映画撮影所、テレビジョン番組制作 業、アニメーション制作業
		「412」 音声情報制作業	レコード会社、ラジオ番組制作業
		「413」 新聞業	新聞社、新聞発行業
		「414」 出版業	書籍出版・印刷出版業、パンフレッ ト出版・印刷出版業
		「415」 広告制作業	広告制作業、広告制作プロダクション
		「416」 映像・音声・文字情報 制作に附帯するサービス業	ニュース供給業、映画フィルム現像 業
38	鉄道業用設備	「421」 鉄道業	鉄道事業者、モノレール鉄道業、ケ ーブルカー業、リフト業
	自動改札装置		

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
	その他の設備		
39	道路貨物運送業用設備	「441」一般貨物自動車運送業	一般貨物自動車運送業
		「442」特定貨物自動車運送業	特定貨物自動車運送業
		「443」貨物軽自動車運送業	貨物軽自動車運送業
		「444」集配利用運送業	集配利用運送業(第二種利用運送業)
		「449」その他の道路貨物運送業	自転車貨物運送業
40	倉庫業用設備	「471」倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。)	普通倉庫業、水面木材倉庫業
		「472」冷蔵倉庫業	冷蔵倉庫業
41	運輸に附帯するサービス業用設備	「481」港湾運送業	一般港湾運送業、はしけ運送業
		「482」貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	利用運送業(第一種利用運送業)、運送取扱業
		「483」運送代理店	海運代理店、航空運送代理店
		「484」こん包業	荷造業、貨物こん包業、組立こん包業
		「485」運輸施設提供業	鉄道施設提供業(第三種鉄道事業者)、自動車道業、バスターミナル業
		「489」その他の運輸に附帯するサービス業	海運仲立業、検数業、検量業、サルベージ業
42	飲食料品卸売業用設備	「521」農畜産物・水産物卸売業	米穀卸売業、青物卸売業、精肉卸売業、原毛皮卸売業
		「522」食料・飲料卸売業	砂糖卸売業、乾物問屋、清涼飲料卸売業
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備		
	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)	「533」石油・鉱物卸売業の一部	石油卸売業、液化石油ガス卸売業
	その他の設備	「531」建築材料卸売業	木材卸売業、セメント卸売業、板ガラス卸売業
		「532」化学製品卸売業	塗料卸売業、プラスチック卸売業、工業薬品卸売業
		「533」石油・鉱物卸売業の一部	石炭卸売業、鉄鉱卸売業
		「534」鉄鋼製品卸売業	銑鉄卸売業、鋼板卸売業

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達附表》

別表第二 の 番 号	設備の種類		小分類	左の具体例
			「535」 非鉄金属卸売業	銅地金卸売業、アルミニウム板卸売業
			「536」 再生資源卸売業	空缶問屋、鉄スクラップ問屋、製紙原料古紙問屋
44	飲食料品小売業用設備		「581」 各種食料品小売業	各種食料品店、食料雑貨店
			「582」 野菜・果実小売業	八百屋、果物屋
			「583」 食肉小売業	肉屋、肉製品小売業
			「584」 鮮魚小売業	魚屋
			「585」 酒小売業	酒屋
			「586」 菓子・パン小売業	洋菓子小売業、パン小売業
			「589」その他の飲食料品小売業	コンビニエンスストア、コーヒー小売業、豆腐小売業
45	その他の小売業用設備			
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	「605」 燃料小売業の一部	ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド	
	その他の設備 主として金属製の もの その他もの	「601」 家具・建具・畳小売業	家具小売業、建具小売業、畳小売業	
		「602」 じゅう器小売業	金物店、漆器小売業	
		「603」 医薬品・化粧品小売業	ドラッグストア、化粧品店	
		「604」 農耕用品小売業	農業用機械器具小売業、種苗小売業、飼料小売業	
		「605」 燃料小売業の一部	プロパンガス小売業	
		「606」 書籍・文房具小売業	書店、新聞販売店	
		「607」 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	運動具小売業、おもちゃ屋、洋楽器小売業	
		「608」 写真機・時計・眼鏡小売業	写真機小売業、時計屋、眼鏡小売業	
		「609」他に分類されない小売業	ホームセンター、花屋、宝石小売業	
	46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		
計量証明業用設備		「745」 計量証明業	質量計量証明業	
その他の設備		「742」 土木建築サービス業	設計監理業、測量業、地質調査業	
		「743」 機械設計業	機械設計業、機械設計製図業	
		「744」 商品・非破壊検査業	商品検査業、非破壊検査業	
		「746」 写真業	写真撮影業、商業写真業	

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
		「749」その他の技術サービス業	プラントエンジニアリング業、プラントメンテナンス業
47	宿泊業用設備	「751」旅館、ホテル	シティホテル、民宿
		「752」簡易宿所	簡易宿泊所、カプセルホテル
		「759」その他の宿泊業	リゾートクラブ、キャンプ場
48	飲食店業用設備	「761」食堂、レストラン（専門料理店を除く。）	食堂、ファミリーレストラン
		「762」専門料理店	てんぷら料理店、中華料理店、焼肉店、西洋料理店
		「763」そば・うどん店	そば屋、うどん店
		「764」すし店	すし屋
		「765」酒場、ビヤホール	大衆酒場、焼鳥屋
		「766」バー、キャバレー、ナイトクラブ	バー、スナックバー
		「767」喫茶店	喫茶店
		「769」その他の飲食店	ハンバーガー店、お好み焼店、ドーナツ店
		「771」持ち帰り飲食サービス業	持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	「772」配達飲食サービス業	宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、給食センター
		「781」洗濯業	クリーニング業、リネンサプライ業
		「782」理容業	理容店
		「783」美容業	美容室、ビューティサロン
		「784」一般公衆浴場業	銭湯業
		「785」その他の公衆浴場業	温泉浴場業、スパ業、スーパー銭湯
50	その他の生活関連サービス業用設備	「789」その他の洗濯・理容・美容・浴場業	洗張業、エステティックサロン、コインランドリー業
		「791」旅行業	旅行業
		「793」衣服裁縫修理業	衣服修理業
		「794」物品預り業	自転車預り業
		「795」火葬・墓地管理業	火葬業
		「796」冠婚葬祭業	葬儀屋、結婚式場業
		「799」他に分類されない生活関連サービス業	写真現像・焼付業、ペット美容室

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

別表第二 の 番 号	設備の種類	小分類	左の具体例
51	娯楽業用設備		
	映画館又は劇場用設備	「801」映画館	映画館
		「802」興行場、興行団の一部	劇場
	遊園地用設備	「805」公園、遊園地の一部	遊園地、テーマパーク
	ボウリング場用設備	「804」スポーツ施設提供業の一部	ボウリング場
	その他の設備 主として金属製の もの その他もの	「802」興行場、興行団の一部	寄席、曲芸・軽業興行場、ボクシングジム
		「804」スポーツ施設提供業の一部	スケートリンク、乗馬クラブ、ゴルフ練習場、バッティングセンター、フィットネスクラブ
		「805」公園、遊園地の一部	公園、庭園
		「806」遊戯場	ゲームセンター
		「809」その他の娯楽業	マリナ業、カラオケボックス、釣堀業
52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備		
	教習用運転シミュレータ設備	「829」他に分類されない教育、学習支援業の一部	自動車教習所
	その他の設備 主として金属製の もの その他もの	「821」社会教育	天文博物館、動物園、水族館
		「823」学習塾	学習塾
		「824」教養・技能教授業	スイミングスクール、ゴルフスクール
		「829」他に分類されない教育、学習支援業の一部	料理学校
53	自動車整備業用設備	「891」自動車整備業	自動車整備業、自動車修理業
54	その他のサービス業用設備	「952」と畜場	と畜請負業
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの		
	機械式駐車設備		
	その他の設備 主として金属製の もの その他もの		

付表 9 機械及び装置の耐用年数表（別表第二）における新旧資産区分の対照表

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
1	食料品製造業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備
		3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備（集乳設備を含む。）
		4	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備
		5	つけ物製造設備
		6	トマト加工品製造設備
		7	その他の果実又はそ菜処理加工設備 むろ内用バナナ熟成装置 その他の設備
		8	かん詰又はびん詰製造設備
		9	化学調味料製造設備
		10	味そ又はしょう油（だしの素類を含む。）製造設備 コンクリート製仕込そう その他の設備
		10の2	食酢又はソース製造設備
		11	その他の調味料製造設備
		12	精穀設備
		13	小麦粉製造設備
		14	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備
		15	その他の豆類処理加工設備
		16	コーンスターチ製造設備
		17	その他の農産物加工設備 粗製でん粉貯そう その他の設備
		18	マカロニ類又は即席めん類製造設備
		19	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備
		20	砂糖製造設備
		21	砂糖精製設備
		22	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備
		23	パン又は菓子類製造設備
		30	その他の飲料製造設備
		31	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備（医薬用のものを除く。）
		32	動植物油脂製造又は精製設備（マーガリン又はリンター製造設備を含む。）
		36	その他の食料品製造設備
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	15	その他の豆類処理加工設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		24	荒茶製造設備
		25	再製茶製造設備
		26	清涼飲料製造設備
		27	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備
		28	清酒、みりん又は果実酒製造設備
		29	その他の酒類製造設備
		30	その他の飲料製造設備
		33	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備 結氷かん及び凍結さら その他の設備
		34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備
		35	その他の飼料製造設備
		36の2	たばこ製造設備
		85	配合肥料その他の肥料製造設備
3	繊維工業用設備		
	炭素繊維製造設備	197	炭素繊維製造設備
	黒鉛化炉		黒鉛化炉
	その他の設備	197	炭素繊維製造設備 その他の設備
	その他の設備	37	生糸製造設備 自動繰糸機 その他の設備
		38	繭乾燥業用設備
		39	紡績設備
		42	合成繊維かさ高加工糸製造設備
		43	ねん糸業用又は糸（前号に掲げるものを除く。）製造業用設備
		44	織物設備
		45	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備
		46	染色整理又は仕上設備 圧縮用電極板 その他の設備
		48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、 反毛、製綿又は再生綿業用設備
		49	整経又はサイジング業用設備
		50	不織布製造設備
		51	フェルト又はフェルト製品製造設備
		52	綱、網又はひも製造設備
		53	レース製造設備 ラッセルレース機 その他の設備
		54	塗装布製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		55	繊維製又は紙製衛生材料製造設備
		56	縫製品製造業用設備
		57	その他の繊維製品製造設備
		147	レーヨン糸又はレーヨンステープル製造設備
		148	酢酸繊維製造設備
		149	合成繊維製造設備
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	59	製材業用設備 製材用自動送材装置 その他の設備
		60	チップ製造業用設備
		61	単板又は合板製造設備
		62	その他の木製品製造設備
		63	木材防腐処理設備
		313	コルク又はコルク製品製造設備
5	家具又は装備品製造業用設備	62	その他の木製品製造設備
		209	石工品又は擬石製造設備
		249	金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備 めつき又はアルマイト加工設備 溶接設備 その他の設備
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	55	繊維製又は紙製衛生材料製造設備
		64	パルプ製造設備
		65	手すき和紙製造設備
		66	丸網式又は短網式製紙設備
		67	長網式製紙設備
		68	ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備
		69	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備
		70	その他の紙製品製造設備
		72	セロファン製造設備
		73	繊維板製造設備
7	印刷業又は印刷関連業用設備		
	デジタル印刷システム設備	75	印刷設備
		79	写真製版業用設備
	製本業用設備	78	製本設備
	新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	74	日刊新聞紙印刷設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備
	その他の設備	75	印刷設備
		76	活字鑄造業用設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		77	金属板その他の特殊物印刷設備
		71	枚葉紙樹脂加工設備
		80	複写業用設備
8	化学工業用設備		
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	97	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 よう素用坑井設備 その他の設備
	塩化りん製造設備	99	塩化りん製造設備
	活性炭製造設備	117	活性炭製造設備
	ゼラチン又はにかわ製造設備	171	ゼラチン又はにかわ製造設備
	半導体用フォトリソ製造設備	173	半導体用フォトリソ製造設備
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	268の2	フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備
	その他の設備	81	アンモニア製造設備
		82	硫酸又は硝酸製造設備
		83	溶成りん肥製造設備
		84	その他の化学肥料製造設備
		86	ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備（塩素処理設備を含む。）
		87	硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備
		88	その他のソーダ塩又はカリ塩（第97号（塩素酸塩を除く。）、第98号及び第106号に掲げるものを除く。）製造設備
		89	金属ソーダ製造設備
		90	アンモニウム塩（硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。）製造設備
		91	炭酸マグネシウム製造設備
		92	苦汁製品又はその誘導体製造設備
		93	軽質炭酸カルシウム製造設備
		94	カーバイド製造設備（電極製造設備を除く。）
		95	硫酸鉄製造設備
		96	その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		98	ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備
		100	りん酸又は硫化りん製造設備
		101	りん又はりん化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		102	べんがら製造設備
		103	鉛丹、リサージ又は亜鉛華製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		104	酸化チタン、リトボン又はバリウム塩製造設備
		105	無水クロム酸製造設備
		106	その他のクロム化合物製造設備
		107	二酸化マンガン製造設備
		108	ほう酸その他のほう素化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		109	青酸製造設備
		110	硝酸銀製造設備
		111	二硫化炭素製造設備
		112	過酸化水素製造設備
		113	ヒドラジン製造設備
		114	酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備
		115	加圧式又は真空式製塩設備
		116	その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備 合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜 その他の設備
		118	その他の無機化学薬品製造設備
		119	石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備
		120	染料中間体製造設備
		121	アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備
		122	カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸（テレフタル酸ジメチルを含む。）製造設備
		123	イソシアネート類製造設備
		124	炭化水素の塩化物、臭化物又はふつ化物製造設備
		125	メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		126	その他のアルコール又はケトン製造設備
		127	アセトアルデヒド又は酢酸製造設備
		128	シクロヘキシルアミン製造設備
		129	アミン又はメラミン製造設備
		130	ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸（酒石酸塩類を含む。）、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備
		131	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はア

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
			セチレン製造設備
		132	ビニールエーテル製造設備
		133	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備
		134	エチレンオキサイド、エチレングリコール、プロピレンオキサイド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備
		135	スチレンモノマー製造設備
		136	その他オレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		137	アルギン酸塩製造設備
		138	フルフラル製造設備
		139	セルロイド又は硝化綿製造設備
		140	酢酸繊維素製造設備
		141	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備
		142	その他の有機薬品製造設備
		143	塩化ビニリデン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふつ素樹脂又はけい素樹脂製造設備
		144	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備
		145	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備
		146	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備
		150	石けん製造設備
		151	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備
		152	合成洗剤又は界面活性剤製造設備
		153	ビタミン剤製造設備
		154	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）
		155	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備
		156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備
		157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）
		158	塗料又は印刷インキ製造設備
		159	その他のインキ製造設備
		160	染料又は顔料製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		161	抜染剤又は漂白剤製造設備（他の号に掲げるものを除く。）

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		162	試薬製造設備
		163	合成樹脂用可塑剤製造設備
		164	合成樹脂用安定剤製造設備
		165	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備
		166	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備
		167	接着剤製造設備
		168	トール油精製設備
		169	りゅう脳又はしょう脳製造設備
		170	化粧品製造設備
		172	写真フィルムその他の写真感光材料（銀塩を使用するものに限る。）製造設備（他の号に掲げるものを除く。）
		175	化工でん粉製造設備
		176	活性白土又はシリカゲル製造設備
		177	選鉱剤製造設備
		178	電気絶縁材料（マイカ系を含む。）製造設備
		179	カーボンブラック製造設備
		180	その他の化学工業製品製造設備
		197の2	その他の炭素製品製造設備 黒鉛化炉 その他の設備
		316	ろうそく製造設備
		320	木ろう製造又は精製設備
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	181	石油精製設備（廃油再生又はグリース類製造設備を含む。）
		182	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備
		183	ピッチコークス製造設備
		184	練炭、豆炭類、オガライト（オガタンを含む。）又は炭素粉末製造設備
		185	その他の石油又は石炭製品製造設備
		354	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	307	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備
		308	発泡ポリウレタン製造設備
11	ゴム製品製造業用設備	186	タイヤ又はチューブ製造設備
		187	再生ゴム製造設備
		188	フォームラバー製造設備
		189	糸ゴム製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		190	その他のゴム製品製造設備
		192	機械ぐつ製造設備
		307	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	191	製革設備
		192	機械ぐつ製造設備
		193	その他の革製品製造設備
13	窯業又は土石製品製造業用設備	194	板ガラス製造設備（みがき設備を含む。） 溶解炉 その他の設備
		195	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。） るつぼ炉及びデーターク炉 溶解炉 その他の設備
		196	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうゑ薬製造設備 倒炎がま 塩融式のもの その他のもの トンネルがま その他の炉 その他の設備
		197の2	その他の炭素製品製造設備 黒鉛化炉 その他の設備
		198	人造研削材製造設備 溶解炉 その他の設備
		199	研削と石又は研摩布紙製造設備 加硫炉 トンネルがま その他の焼成炉 その他の設備
		200	セメント製造設備
		201	生コンクリート製造設備
		202	セメント製品（気ほうコンクリート製品を含む。）製造設備 移動式製造又は架設設備及び振動 加圧式成形設備 その他の設備
		204	石灰又は苦石灰製造設備
		205	石こうボード製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
			焼成炉 その他の設備
		206	ほうろう鉄器製造設備 るつぼ炉 その他の炉 その他の設備
		207	石綿又は石綿セメント製品製造設備
		208	岩綿（鉱さい繊維を含む。）又は岩綿製品製造設備
		209	石工品又は擬石製造設備
		210	その他の窯業製品又は土石製品製造設備 トンネルがま その他の炉 その他の設備
		326	砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設備
14	鉄鋼業用設備		
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	218の2	鉄くず処理業用設備
		232	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備
		244	その他のめつき又はアルマイト加工設備
		245の2	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備 脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置 その他の設備
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	212	純鉄又は合金鉄製造設備
		219	鉄鋼鍛造業用設備
		220	鋼铸件又は鋳鉄铸件製造業用設備
	その他の設備	211	製鉄設備
		213	製鋼設備
		214	連続式鑄造鋼片製造設備
		215	鉄鋼熱間圧延設備
		216	鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備
		217	鋼管製造設備
		218	鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備
		222	その他の鉄鋼業用設備
		234	鋼索製造設備
		237	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備
		238	溶接金網製造設備
		243	電気錫めつき鉄板製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
15	非鉄金属製造業用設備		
	核燃料物質加工設備	251の2	核燃料物質加工設備
	その他の設備	218	鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備
		223	銅、鉛又は亜鉛製錬設備
		224	アルミニウム製錬設備
		225	ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備
		226	ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備
		227	その他の非鉄金属製錬設備
		228	チタニウム造塊設備
		229	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備
		230	非鉄金属鋳物製造業用設備 ダイカスト設備 その他の設備
		231	電線又はケーブル製造設備
		231の2	光ファイバー製造設備
		232	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備
		252	その他の金属製品製造設備
16	金属製品製造業用設備		
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	232	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備
		244	その他のめつき又はアルマイト加工設備
		245	金属塗装設備 脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置 その他の設備
		245の2	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備 脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置 その他の設備
	その他の設備	221	金属熱処理業用設備
		233	粉末冶金製品製造設備
		234	鋼索製造設備
		235	鎖製造設備
		236	溶接棒製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		237	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備
		237の2	ねじ製造業用設備
		238	溶接金網製造設備
		239	その他の金網又は針金製品製造設備
		241	押出しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備
		242	その他の金属製容器製造設備
		246	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		247	農業用機具製造設備
		248	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備
		249	金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備 めつき又はアルマイト加工設備 溶接設備 その他の設備
		250	鋼製構造物製造設備
		251	プレス、打抜き、しばり出しその他の金属加工品製造業用設備 めつき又はアルマイト加工設備 その他の設備
		252	その他の金属製品製造設備
		259	機械工具、金型又は治具製造業用設備
		266	食品用、暖ちゅう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備
		280	その他の車両部分品又は附属品製造設備
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）	253	ボイラー製造設備
		254	エンジン、タービン又は水車製造設備
		259	機械工具、金型又は治具製造業用設備
		261	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備
		261の2	冷凍機製造設備
		262	玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備
		263	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備
		264	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備
		278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）
		286	その他の輸送用機器製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		295	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備		
		257	金属加工機械製造設備
		255	農業用機械製造設備
		256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		258	鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備
		259	機械工具、金型又は治具製造業用設備
		260	繊維機械（ミシンを含む。）又は同部分品若しくは附属品製造設備
		261	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備
		263の2	産業用ロボット製造設備
		264	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備
		266	食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）	157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）
		252	その他の金属製品製造設備
		256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備
		265	事務用機器製造設備
		266	食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備
		280	その他の車両部分品又は附属品製造設備
		285	航空機若しくは同部分品（エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。）製造又は修理設備
		287	試験機、測定器又は計量機製造設備
		288	医療用機器製造設備
		288の2	理化学用機器製造設備
		289	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備
		290	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備
		292	銃弾製造設備

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		293	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備
		295	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備
		310	歯科材料製造設備
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		
	光ディスク（追記型又は書換え型のものに 限る。）製造設備	268の3	光ディスク（追記型又は書換え型のものに 限る。）製造設備
	プリント配線基板製造設備	272の2	プリント配線基板製造設備
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積 回路又は半導体素子製造設備	268の2	フラットパネルディスプレイ又はフラット パネル用フィルム材料製造設備
		271	半導体集積回路（素子数が五百以上のもの に限る。）製造設備
		271の2	その他の半導体素子製造設備
	その他の設備	174	磁気テープ製造設備
		268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機 器又は同部分品（他の号に掲げるものを除 く。）製造設備
		270	電球、電子管又は放電燈製造設備
		272	抵抗器又は蓄電器製造設備
		272の3	フェライト製品製造設備
		273	電気機器部分品製造設備
21	電気機械器具製造業用設備	267	産業用又は民生用電気機器製造設備
		268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機 器又は同部分品（他の号に掲げるものを除 く。）製造設備
		270	電球、電子管又は放電燈製造設備
		272	抵抗器又は蓄電器製造設備
		273	電気機器部分品製造設備
		274	乾電池製造設備
		274の2	その他の電池製造設備
		278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装 品製造設備（ミッション又はクラッチ製造 設備を含む。）
22	情報通信機械器具製造業用設備	268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機 器又は同部分品（他の号に掲げるものを除 く。）製造設備
		269	交通信号保安機器製造設備
23	輸送用機械器具製造業用設備	56	縫製品製造業用設備
		254	エンジン、タービン又は水車製造設備
		256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他 の号に掲げるものを除く。）製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		275	自動車製造設備
		276	自動車車体製造又は架装設備
		277	鉄道車両又は同部分品製造設備
		278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）
		279	車両用ブレーキ製造設備
		280	その他の車両部分品又は附属品製造設備
		281	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備 めつき設備 その他の設備
		282	鋼船製造又は修理設備
		283	木船製造又は修理設備
		284	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備 鋳造設備 その他の設備
		285	航空機若しくは同部分品（エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。）製造又は修理設備
24	その他の製造業用設備	286	その他の輸送用機器製造設備
		62	その他の木製品製造設備
		156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備
		184	練炭、豆炭類、オガライト（オガタンを含む。）又は炭素粉末製造設備
		195	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。） るつぼ炉及びデータンク炉 溶解炉 その他の設備
		239	その他の金網又は針金製品製造設備
		240	縫針又はミシン針製造設備
		252	その他の金属製品製造設備
		265	事務用機器製造設備
		270	電球、電子管又は放電燈製造設備
		281	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備 めつき設備 その他の設備
		289	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
		290	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備
		291	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備
		293	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備
		296	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備
		297	楽器製造設備
		298	レコード製造設備 吹込設備 その他の設備
		299	がん具製造設備 合成樹脂成形設備 その他の設備
		300	万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備
		301	ボールペン製造設備
		302	鉛筆製造設備
		303	絵の具その他の絵画用具製造設備
		304	身辺用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備 製鎖加工設備 その他の設備 前掲の区分によらないもの
		305	ボタン製造設備
		306	スライドファスナー製造設備 自動務歯成形又はスライダー製造機 自動務歯植付機 その他の設備
		309	繊維壁材製造設備
		311	真空蒸着処理業用設備
		312	マッチ製造設備
		314	つりざお又は附属品製造設備
		315	墨汁製造設備
		317	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備
		318	畳表製造設備 織機、い草選別機及びい割機 その他の設備
		319	畳製造設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
25	農業用設備	319の2	その他のわら工品製造設備
		323	真珠、貴石又は半貴石加工設備
		325	前掲以外の製造設備
		322	蚕種製造設備 人工ふ化設備 その他の設備
		368	種苗花き園芸設備
		別表第七	電動機
		〃	内燃機関、ボイラー及びポンプ
		〃	トラクター 歩行型トラクター その他のもの
		〃	耕うん整地用機具
		〃	耕土造成改良用機具
		〃	栽培管理用機具
		〃	防除用機具
		〃	穀類収穫調製用機具 自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター その他のもの
		〃	飼料作物収穫調製用機具 モータ、ヘーコンディショナー（自走式のものを除く。）、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベーター（自走式のものを除く。）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘードライヤー（連続式のものを除く。）、ヘーエレベーター、フォレージブローア、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機 その他のもの
		〃	果樹、野菜又は花き収穫調製用機具 野菜洗浄機、清浄機及び掘取機 その他のもの
		〃	その他の農作物収穫調製用機具 い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
			掘取機、つる切機及び茶摘機 その他のもの
		別表第七	農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 花筵織機及び畳表織機 その他のもの
		〃	家畜飼養管理用機具 自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機 その他のもの
		〃	養蚕用機具 条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし その他のもの
		〃	運搬用機具
		〃	その他の機具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの
26	林業用設備	58	可搬式造林、伐木又は搬出設備 動力伐採機 その他の設備
		321	松脂その他樹脂の製造又は精製設備
		334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備
		別表第七	造林又は伐木用機具 自動穴掘機、自動伐木機及び動力刈払機 その他のもの
		〃	その他の機具 乾燥用バーナー その他のもの 主として金属製のもの その他のもの
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	324の2	漁ろう用設備
28	水産養殖業用設備	324	水産物養殖設備 竹製のもの その他のもの

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備	330	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 └─統合─その他の設備
		331	天然ガス圧縮処理設備
		326	砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設備
	その他の設備	327	砂鉄鉱業設備
		328	金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）
		329	石炭鉱業設備（架空索道設備を含む。） 採掘機械及びコンベヤ その他の設備 前掲の区分によらないもの
		332	硫黄鉱業設備（製錬又は架空索道設備を含む。）
		333	その他の非金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）
30	総合工事業用設備	334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備
		335	その他の建設工業設備 排砂管及び可搬式コンベヤ ジーゼルパイルハンマー アスファルトプラント及びパッチャープラント その他の設備
31	電気業用設備		
		346	電気事業用水力発電設備
		347	その他の水力発電設備
		348	汽力発電設備
		349	内燃力又はガスタービン発電設備
		350	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備
		351	鉄道又は軌道事業用変電設備
		369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
32	ガス業用設備 製造用設備		
		354	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備 （ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
	供給用設備 鋳鉄製導管	356	ガス事業用供給設備 ガス導管 鋳鉄製のもの
	鋳鉄製導管以外の導管		ガス導管 その他のもの
	需要者用計量器		需要者用計量器
	その他の設備		その他の設備
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
33	熱供給業用設備	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの
34	水道業用設備	357	上水道又は下水道業用設備
35	通信業用設備	343	国内電気通信事業用設備 デジタル交換設備及び電気通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備
		343の2	国際電気通信事業用設備 デジタル交換設備及び電気通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備
		345	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）
36	放送業用設備	344	ラジオ又はテレビジョン放送設備
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備	363	映画製作設備（現像設備を除く。） 照明設備 撮影又は録音設備 その他の設備
38	鉄道業用設備		
	自動改札装置	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの
	その他の設備	337	鋼索鉄道又は架空索道設備 鋼索 その他の設備
		351の2	列車遠隔又は列車集中制御設備
39	道路貨物運送業用設備	340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備 移動式荷役設備

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
			くん蒸設備 その他の設備
40	倉庫業用設備	33	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備 結氷かん及び凍結さら その他の設備
		340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業 の荷役又は倉庫用設備 移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備
41	運輸に附帯するサービス業用設備	334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自 走式作業用機械設備
		340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業 の荷役又は倉庫用設備 移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備
		341	計量証明業用設備
		342	船舶救難又はサルベージ設備
42	飲食料品卸売業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		7	その他の果実又はそ菜処理加工設備 むろ内用バナナ熟成装置 その他の設備
		12	精穀設備
		15	その他の豆類処理加工設備
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備		
	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そう を除く。）	338	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そう を除く。）
	その他の設備	218	鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼 卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又は シャーリング業用設備
		218の2	鉄くず処理業用設備
		360の2	故紙梱包設備
44	飲食料品小売業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
45	その他の小売業用設備		
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	339	ガソリンスタンド設備
		339の2	液化石油ガススタンド設備
	その他の設備	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲 の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		
	計量証明業用設備	341	計量証明業用設備
	その他の設備	336	測量業用設備 カメラ その他の設備
47	宿泊業用設備	358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備 引湯管 その他の設備
48	飲食店業用設備	358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備 引湯管 その他の設備
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	359	クリーニング設備
		360	公衆浴場設備 かま、温水器及び温かん その他の設備
50	その他の生活関連サービス業用設備	48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備
		361	火葬設備
		364	天然色写真現像焼付設備
		365	その他の写真現像焼付設備
51	娯楽業用設備		
	映画館又は劇場用設備	366	映画又は演劇興行設備 照明設備 その他の設備
	遊園地用設備	367	遊園地用遊戯設備（原動機付のものに限る。）
	ボウリング場用設備	367の2	ボウリング場用設備 レーン その他の設備
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの
52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備		
	教習用運転シミュレータ設備	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの
	その他の設備	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

改正後の資産区分		改正前の資産区分	
番号	設備の種類及び細目	番号	設備の種類及び細目
	主として金属製のもの その他のもの		主として金属製のもの その他のもの
53	自動車整備業用設備	294	自動車分解整備業用設備
		338の2	洗車業用設備
54	その他のサービス業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の 区分によらないもの		
	機械式駐車設備	339の3	機械式駐車設備
	その他の設備	352	蓄電池電源設備
	主として金属製のもの	353	フライアッシュ採取設備
		362	電光文字設備
	その他のもの	369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲 の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの

付表10 機械及び装置の耐用年数表（旧別表第二）

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
1	食肉又は食鳥処理加工設備		9年
2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備		8
3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備（集乳設備を含む。）		9
4	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備		8
5	つけ物製造設備		7
6	トマト加工品製造設備		8
7	その他の果実又はそ菜処理加工設備	むろ内用バナナ熟成装置 その他の設備	6 9
8	かん詰又はびん詰製造設備		8
9	化学調味料製造設備		7
10	味そ又はしょう油（だしの素類を含む。）製造設備	コンクリート製仕込そう その他の設備	25 9
10の2	食酢又はソース製造設備		8
11	その他の調味料製造設備		9
12	精穀設備		10
13	小麦粉製造設備		13
14	豆腐類、こんにゃく又は食ふ製造設備		8
15	その他の豆類処理加工設備		9
16	コーンスターチ製造設備		10
17	その他の農産物加工設備	粗製でん粉貯そう その他の設備	25 12
18	マカロニ類又は即席めん類製造設備		9
19	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備		10
20	砂糖製造設備		10
21	砂糖精製設備		13
22	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備		10
23	パン又は菓子類製造設備		9
24	荒茶製造設備		8
25	再製茶製造設備		10
26	清涼飲料製造設備		10
27	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備		14
28	清酒、みりん又は果実酒製造設備		12

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
29	その他の酒類製造設備		10年
30	その他の飲料製造設備		12
31	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備（医薬用のものを除く。）		9
32	動植物油脂製造又は精製設備（マーガリン又はリンター製造設備を含む。）		12
33	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	結氷かん及び凍結さら その他の設備	3 13
34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備		9
35	その他の飼料製造設備		10
36	その他の食料品製造設備		16
36の2	たばこ製造設備		8
37	生糸製造設備	自動繰糸機 その他の設備	7 10
38	繭乾燥業用設備		13
39	紡績設備		10
40	削除		
41	削除		
42	合成繊維かさ高加工糸製造設備		8
43	ねん糸業用又は糸（前号に掲げるものを除く。）製造業用設備		11
44	織物設備		10
45	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備		10
46	染色整理又は仕上設備	圧縮用電極板 その他の設備	3 7
47	削除		
48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備		10
49	整経又はサイジング業用設備		10
50	不織布製造設備		9
51	フェルト又はフェルト製品製造設備		10
52	綱、綱又はひも製造設備		10
53	レース製造設備	ラッセルレース機 その他の設備	12 14
54	塗装布製造設備		14

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
55	繊維製又は紙製衛生材料製造設備		9年
56	縫製品製造業用設備		7
57	その他の繊維製品製造設備		15
58	可搬式造林、伐木又は搬出設備	動力伐採機 その他の設備	3 6
59	製材業用設備	製材用自動送材装置 その他の設備	8 12
60	チップ製造業用設備		8
61	単板又は合板製造設備		9
62	その他の木製品製造設備		10
63	木材防腐処理設備		13
64	パルプ製造設備		12
65	手すき和紙製造設備		7
66	丸網式又は短網式製紙設備		12
67	長網式製紙設備		14
68	ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備		12
69	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備		12
70	その他の紙製品製造設備		10
71	枚葉紙樹脂加工設備		9
72	セロファン製造設備		9
73	繊維板製造設備		13
74	日刊新聞紙印刷設備	モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	5 11
75	印刷設備		10
76	活字鑄造業用設備		11
77	金属板その他の特殊物印刷設備		11
78	製本設備		10
79	写真製版業用設備		7
80	複写業用設備		6
81	アンモニア製造設備		9
82	硫酸又は硝酸製造設備		8
83	溶成りん肥製造設備		8
84	その他の化学肥料製造設備		10

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
85	配合肥料その他の肥料製造設備		13年
86	ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備（塩素処理設備を含む。）		7
87	硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備		7
88	その他のソーダ塩又はカリ塩（第97号（塩素酸塩を除く。）、第98号及び第106号に掲げるものを除く。）製造設備		9
89	金属ソーダ製造設備		10
90	アンモニウム塩（硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。）製造設備		9
91	炭酸マグネシウム製造設備		7
92	苦汁製品又はその誘導体製造設備		8
93	軽質炭酸カルシウム製造設備		8
94	カーバイド製造設備（電極製造設備を除く。）		9
95	硫酸鉄製造設備		7
96	その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		9
97	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	よう素用坑井設備 その他の設備	3 7
98	ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備		6
99	塩化りん製造設備		5
100	りん酸又は硫化りん製造設備		7
101	りん又はりん化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		10
102	べんがら製造設備		6
103	鉛丹、リサージ又は亜鉛華製造設備		11
104	酸化チタン、リトポン又はバリウム塩製造設備		9
105	無水クロム酸製造設備		7
106	その他のクロム化合物製造設備		9
107	二酸化マンガン製造設備		8
108	ほう酸その他のほう素化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		10
109	青酸製造設備		8
110	硝酸銀製造設備		7
111	二硫化炭素製造設備		8
112	過酸化水素製造設備		10

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
113	ヒドラジン製造設備		7年
114	酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備		10
115	加圧式又は真空式製塩設備		10
116	その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備	合成樹脂製濃縮盤及びイオン 交換膜 その他の設備	3 7
117	活性炭製造設備		6
118	その他の無機化学薬品製造設備		12
119	石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の 化合物分離精製設備		8
120	染料中間体製造設備		7
121	アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備		8
122	カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸（テ レフタル酸ジメチルを含む。）製造設備		7
123	イソシアネート類製造設備		7
124	炭化水素の塩化物、臭化物又はふっ化物製造設備		7
125	メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備（他の号 に掲げるものを除く。）		9
126	その他のアルコール又はケトン製造設備		8
127	アセトアルデヒド又は酢酸製造設備		7
128	シクロヘキシルアミン製造設備		7
129	アミン又はメラミン製造設備		8
130	ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸（酒石酸塩類を含む。）、こ はく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備		8
131	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブ チレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備		9
132	ビニールエーテル製造設備		8
133	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備		7
134	エチレンオキサイド、エチレングリコール、プロピレンオ キサイド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコー ル又はポリプロピレングリコール製造設備		8
135	スチレンモノマー製造設備		9
136	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備 （他の号に掲げるものを除く。）		8
137	アルギン酸塩製造設備		10
138	フルフラル製造設備		11

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
139	セルロイド又は硝化綿製造設備		10年
140	酢酸繊維素製造設備		8
141	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備		10
142	その他の有機薬品製造設備		12
143	塩化ビニリデン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふっ素樹脂又はけい素樹脂製造設備		7
144	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備		8
145	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備		9
146	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備		8
147	レーヨン糸又はレーヨンステープル製造設備		9
148	酢酸繊維製造設備		8
149	合成繊維製造設備		7
150	石けん製造設備		9
151	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備		9
152	合成洗剤又は界面活性剤製造設備		7
153	ビタミン剤製造設備		6
154	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）		7
155	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備		8
156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備		7
157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）		6
158	塗料又は印刷インキ製造設備		9
159	その他のインキ製造設備		13
160	染料又は顔料製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		7
161	抜染剤又は漂白剤製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		7
162	試薬製造設備		7
163	合成樹脂用可塑剤製造設備		8
164	合成樹脂用安定剤製造設備		7
165	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備		8
166	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備		11
167	接着剤製造設備		9
168	トール油精製設備		7
169	りゅう脳又はしょう脳製造設備		9

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
170	化粧品製造設備		9年
171	ゼラチン又はにかわ製造設備		6
172	写真フィルムその他の写真感光材料（銀塩を使用するものに限る。）製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
173	半導体用フォトレジスト製造設備		5
174	磁気テープ製造設備		6
175	化工でん粉製造設備		10
176	活性白土又はシリカゲル製造設備		10
177	選鉱剤製造設備		9
178	電気絶縁材料（マイカ系を含む。）製造設備		12
179	カーボンブラック製造設備		8
180	その他の化学工業製品製造設備		13
181	石油精製設備（廃油再生又はグリース類製造設備を含む。）		8
182	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備		14
183	ピッチコークス製造設備		7
184	練炭、豆炭類、オガライト（オガタンを含む。）又は炭素粉末製造設備		8
185	その他の石油又は石炭製品製造設備		14
186	タイヤ又はチューブ製造設備		10
187	再生ゴム製造設備		10
188	フォームラバー製造設備		10
189	糸ゴム製造設備		9
190	その他のゴム製品製造設備		10
191	製革設備		9
192	機械ぐつ製造設備		8
193	その他の革製品製造設備		11
194	板ガラス製造設備（みがき設備を含む。）	溶解炉 その他の設備	14 14
195	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。）	るつぼ炉及びびdeerタンク炉 溶解炉 その他の設備	3 13 9
196	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	倒炎がま 塩融式のもの その他のもの トンネルがま	3 5 7

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
		その他の炉 その他の設備	8年 12
197	炭素繊維製造設備	黒鉛化炉 その他の設備	4 10
197 の2	その他の炭素製品製造設備	黒鉛化炉 その他の設備	4 12
198	人造研削材製造設備	溶融炉 その他の設備	5 9
199	研削と石又は研摩布紙製造設備	加硫炉 トンネルがま その他の焼成炉 その他の設備	8 7 5 10
200	セメント製造設備		13
201	生コンクリート製造設備		9
202	セメント製品（気ほうコンクリート製品を含む。）製造設備	移動式製造又は架設設備及び 振動加圧式成形設備 その他の設備	7 12
203	削除		
204	石灰又は苦石灰製造設備		8
205	石こうボード製造設備	焼成炉 その他の設備	5 12
206	ほうろう鉄器製造設備	るつぼ炉 その他の炉 その他の設備	3 7 12
207	石綿又は石綿セメント製品製造設備		12
208	岩綿（鉱さい繊維を含む。）又は岩綿製品製造設備		12
209	石工品又は擬石製造設備		12
210	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	トンネルがま その他の炉 その他の設備	12 10 15
211	製鉄設備		14
212	純鉄又は合金鉄製造設備		10
213	製鋼設備		14
214	連続式鑄造鋼片製造設備		12
215	鉄鋼熱間圧延設備		14
216	鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備		14

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
217	鋼管製造設備		14年
218	鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備		11
218 の2	鉄くず処理業用設備		7
219	鉄鋼鍛造業用設備		12
220	鋼铸件又は銑鉄铸件製造業用設備		10
221	金属熱処理業用設備		10
222	その他の鉄鋼業用設備		15
223	銅、鉛又は亜鉛製錬設備		9
224	アルミニウム製錬設備		12
225	ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備		7
226	ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備		10
227	その他の非鉄金属製錬設備		12
228	チタニウム造塊設備		10
229	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備		12
230	非鉄金属铸件製造業用設備	ダイカスト設備 その他の設備	8 10
231	電線又はケーブル製造設備		10
231 の2	光ファイバー製造設備		8
232	金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備		8
233	粉末冶金製品製造設備		10
234	鋼索製造設備		13
235	鎖製造設備		12
236	溶接棒製造設備		11
237	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備		12
237 の2	ねじ製造業用設備		10
238	溶接金網製造設備		11
239	その他の金網又は針金製品製造設備		14
240	縫針又はミシン針製造設備		13
241	押し出しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備		11
242	その他の金属製容器製造設備		14
243	電気 ^{すず} 錫めっき鉄板製造設備		12

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
244	その他のめっき又はアルマイト加工設備		7年
245	金属塗装設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗 装装置 その他の設備	7 9
245 の2	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはく加工設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗 装装置 その他の設備	7 11
246	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		12
247	農業用機具製造設備		12
248	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備		11
249	金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備	めっき又はアルマイト加工設 備 溶接設備 その他の設備	7 10 13
250	鋼製構造物製造設備		13
251	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	めっき又はアルマイト加工設 備 その他の設備	7 12
251 の2	核燃料物質加工設備		11
252	その他の金属製品製造設備		15
253	ボイラー製造設備		12
254	エンジン、タービン又は水車製造設備		11
255	農業用機械製造設備		12
256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		11
257	金属加工機械製造設備		10
258	鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備		12
259	機械工具、金型又は治具製造業用設備		10
260	繊維機械（ミシンを含む。）又は同部分品若しくは附属品製造設備		12
261	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備		12
261 の2	冷凍機製造設備		11
262	玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備		10
263	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備		10

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
263 の2	産業用ロボット製造設備		11年
264	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備		13
265	事務用機器製造設備		11
266	食品用、暖ちゅう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備		13
267	産業用又は民生用電気機器製造設備		11
268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		10
268 の2	フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備		5
268 の3	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備		6
269	交通信号保安機器製造設備		12
270	電球、電子管又は放電灯製造設備		8
271	半導体集積回路（素子数が500以上のものに限る。）製造設備		5
271 の2	その他の半導体素子製造設備		7
272	抵抗器又は蓄電器製造設備		9
272 の2	プリント配線基板製造設備		6
272 の3	フェライト製品製造設備		9
273	電気機器部分品製造設備		12
274	乾電池製造設備		9
274 の2	その他の電池製造設備		12
275	自動車製造設備		10
276	自動車車体製造又は架装設備		11
277	鉄道車両又は同部分品製造設備		12
278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）		10
279	車両用ブレーキ製造設備		11
280	その他の車両部分品又は附属品製造設備		12
281	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備	めっき設備 その他の設備	7 12
282	鋼船製造又は修理設備		12
283	木船製造又は修理設備		13
284	舶用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	鋳造設備 その他の設備	10 12

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
285	航空機若しくは同部分品（エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。）製造又は修理設備		10年
286	その他の輸送用機器製造設備		13
287	試験機、測定器又は計量機製造設備		11
288	医療用機器製造設備		12
288 の2	理化学用機器製造設備		11
289	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備		10
290	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備		10
291	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備		12
292	銃弾製造設備		10
293	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備		12
294	自動車分解整備業用設備		13
295	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備		14
296	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備		14
297	楽器製造設備		11
298	レコード製造設備	吹込設備 その他の設備	8 12
299	がん具製造設備	合成樹脂成形設備 その他の設備	9 11
300	万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備		11
301	ボールペン製造設備		10
302	鉛筆製造設備		13
303	絵の具その他の絵画用具製造設備		11
304	身辺用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備	製鎖加工設備 その他の設備 前掲の区分によらないもの	8 12 11
305	ボタン製造設備		9
306	スライドファスナー製造設備	自動務歯成形又はスライダー製造機 自動務歯植付機 その他の設備	7 5 11

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
307	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備		8年
308	発泡ウレタン製造設備		8
309	繊維壁材製造設備		9
310	歯科材料製造設備		12
311	真空蒸着処理業用設備		8
312	マッチ製造設備		13
313	コルク又はコルク製品製造設備		14
314	つりざお又は附属品製造設備		13
315	墨汁製造設備		8
316	ろうそく製造設備		7
317	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備		12
318	畳表製造設備	織機、い草選別機及びい割機 その他の設備	5 14
319	畳製造設備		5
319 の2	その他のわら工品製造設備		8
320	木ろう製造又は精製設備		12
321	松脂その他樹脂の製造又は精製設備		11
322	蚕種製造設備	人工ふ化設備 その他の設備	8 10
323	真珠、貴石又は半貴石加工設備		7
324	水産物養殖設備	竹製のもの その他のもの	2 4
324 の2	漁ろう用設備		7
325	前掲以外の製造設備		15
326	砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設備		8
327	砂鉄鉱業設備		8
328	金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）		9
329	石炭鉱業設備（架空索道設備を含む。）	採掘機械及びコンベヤ その他の設備	5 9
		前掲の区分によらないもの	8
330	石油又は天然ガス鉱業設備	坑井設備 掘さく設備 その他の設備	3 5 12
331	天然ガス圧縮処理設備		10

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達附表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
332	硫黄鉱業設備（製錬又は架空索道設備を含む。）		6年
333	その他の非金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）		9
334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備		5
335	その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ	3
		ジーゼルパイルハンマー	4
		アスファルトプラント及びパッチャープラント	6
		その他の設備	7
336	測量業用設備	カメラ	5
		その他の設備	7
337	鋼索鉄道又は架空索道設備	鋼索	3
		その他の設備	12
338	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）		13
338 の2	洗車業用設備		10
339	ガソリンスタンド設備		8
339 の2	液化石油ガススタンド設備		8
339 の3	機械式駐車設備		15
340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備	移動式荷役設備	7
		くん蒸設備	10
		その他の設備	12
341	計量証明業用設備		9
342	船舶救難又はサルベージ設備		8
343	国内電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	16
		その他の設備	9
343 の2	国際電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	16
		その他の設備	7
344	ラジオ又はテレビジョン放送設備		6
345	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）		9
346	電気事業用水力発電設備		22
347	その他の水力発電設備		20
348	汽力発電設備		15
349	内燃力又はガスタービン発電設備		15

付 録 二 《耐用年数の適用等に関する取扱通達付表》

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用 年数
350	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備	15年 18 22
351	鉄道又は軌道事業用変電設備		20
351 の2	列車遠隔又は列車集中制御設備		12
352	蓄電池電源設備		6
353	フライアッシュ採取設備		13
354	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）		10
355	削除		
356	ガス事業用供給設備	ガス導管 鋳鉄製のもの その他のもの 需要者用計量器 その他の設備	22 13 13 15
357	上水道又は下水道業用設備		12
358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	引湯管 その他の設備	5 9
359	クリーニング設備		7
360	公衆浴場設備	かま、温水器及び温かん その他の設備	3 8
360 の2	故紙梱包設備		7
361	火葬設備		16
362	電光文字設備		10
363	映画製作設備（現像設備を除く。）	照明設備 撮影又は録音設備 その他の設備	3 6 8
364	天然色写真現像焼付設備		6
365	その他の写真現像焼付設備		8
366	映画又は演劇興行設備	照明設備 その他の設備	5 7
367	遊園地用遊戯設備（原動機付のものに限る。）		9
367 の2	ボーリング場用設備	レーン その他の設備	5 10
368	種苗花き園芸設備		10
369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	17 8

三 医療用機器等の特別償却の対象となる医療用機器の範囲に関する取扱通達（昭55直法2-5）**1 医療用機器に該当するもの**

機 器 の 名 称	参 考
① 患者（生体）検査用機器	
(1) 循環生理機能検査機器	
イ 血 圧 計	心音計、心電図テレメータ、心電図・心音図解析装置を含む。
ロ 心 電 計	動脈における血液流速、血流量の測定及び拍出量、拍心量を測定する器具をいう。
ハ 血 流 計	血液循環時間の測定に用いる器具をいう。
ニ 平均循環時間測定装置	
ホ 拍 数 計	心拍数及び脈拍数の測定に用いる器具をいう。
ヘ 電 子 温 度 計	
(2) 神経・筋生理機能検査機器	
イ 脳 波 計	
ロ 電気刺激装置	
ハ 筋 電 計	
(3) 呼吸機能検査機器	
イ 換気機能検査装置	スパイロメータ（呼吸計・肺活量計）、クロージングボリューム測定装置及びフローボリュームメータ等換気機能の検査に用いる器具をいう。
ロ 呼気ガス分析装置	炭酸ガス分析計、酸素ガス分析計、呼気ガス連続分析計、窒素ガス分析計等呼気ガスの分析に用いる器具をいい、チソートメータを含む。
ハ 基礎代謝測定装置	酸素消費量、呼吸商、基礎代謝率を求める器具をいう。
ニ 残気量測定装置	残気量測定計、体プレチスモグラフ、呼吸抵抗計、気流速度計等肺内残気量の測定に用いる器具をいう。
ホ 肺拡散機能測定装置	ヘリウムガス分析計、血液ガス分析装置、拡散能測定計、オキシメータ、一酸化炭素分析計等肺拡散機能の測定に用いる器具をいう。
ヘ 左右別肺機能検査装置	左右別肺の機能の検査に用いる器具をいう。
ト 運動負荷試験装置	エルゴメータ等心臓又は肺の活動の検査のために患者に一定量の運動負荷をさせる器具をいう。
(4) 超音波診断装置	
(5) 赤外線診断装置	
(6) 内 視 鏡	
イ 硬 性 鏡	グラスファイバーを用いない目的臓器用内視鏡をいう。
ロ ファイバースコープ	グラスファイバーを用いた目的臓器用内視鏡をいう。
ハ 胃 カ メ ラ	
ニ 内視鏡専用カメラ	
ホ 内 視 鏡 洗 浄 器	
ヘ 内 視 鏡 格 納 庫	
ト 内視鏡光源装置	
チ 内 視 鏡 検 査 台	
(7) 自動身長・体重計	体重計ベッドを含む。
② 検体検査機器	
(1) 臨床化学検査機器	
イ 光 度 計	炎光光度計、光電分光光度計、比色計、原子吸光光度計、赤外分光光度計等検体に光源からの光を当て、反射光又は透過光を受光器で電流に変換して読みとる装置をいう。
ロ 自動化学分析器	多項目自動化学分析器をいい、酵素初速度測定器を含む。
ハ 簡易選択式検査機器	カルシウムメータ、クロール電量滴定装置、尿素分析計、グルコース分析計及び

機 器 の 名 称	参 考
ニ 電気泳動装置	浸透圧計等主として単項目又は簡易緊急検査の目的に用いる器具をいう。 血清や体液中のたんぱく質、アイソザイム等の分析に用いる装置をいい、自記濃度計（デンストメータ）を含む。
ホ クロマトグラフ装置	アミノ酸分析計、ガスクロフトグラフ等生体試料中の物質の分析に用いる装置をいう。
(2) 血液学検査機器	
イ 血 球 計 数 器	骨髓像分類計数器を含む。
ロ 血液像分類器	血液粘度計及び血液弾性計を含む。
ハ 血液凝固検査器	
ニ 血色素濃度測定器（ヘモグロビンメータ）	
ホ 赤血球抵抗検査装置	
ヘ 赤血球沈降速度測定器	
(3) 血清学検査機器	
イ 血液型自動判定装置	前処理のための自動連続希釈装置を含む。
ロ 抗原、抗体反応自動検査装置	
(4) 微生物学及びウイルス検査機器	
イ クリーンベンチ	
ロ 自記微生物光度計	
(5) 病理学検査機器	
イ 自動細胞収集装置	細胞診に当たって胸水等の穿刺液や子宮、胃等の洗浄液等から浮遊細菌胞を収集するために用いる器具をいう。
ロ 振 盪 器	検査の効果をよりよくするため検体を振盪させる器具をいう。
ハ 包埋処理装置	組織片にパラフィンを浸透させるために用いる器具をいい、薄片標本乾燥器を含む。
ニ 自動染色装置	パラフィンを浸透させた組織片を染色するために用いる器具をいう。
ホ ミクロトーム	組織片を薄切りするために用いる器具をいい、刀自動研磨機を含む。
ヘ 肉眼写真撮影装置	摘出した臓器、組織を診断等のために肉眼写真を撮影するために用いる装置をいう。
ト 電気脱灰器	病変組織、骨、歯などの脱灰操作に用いる器具をいう。
(6) 検査に共通する機器	
イ 顕 微 鏡	顕微鏡投影装置、顕微鏡用光源装置、顕微鏡写真撮影装置、顕微光度計を含む。
ロ ポーラログラフ	
ハ 遠 心 分 離 器	
ニ 低温保存用機器	医療用冷凍庫、医療用冷蔵庫、ディープフリーザ等検体等の保存のために専用する器具をいい、解凍庫、製氷器を含む。
ホ 濃 縮 装 置	限外ろ過装置等たんぱく質、酵素等の濃縮のために用いる器具をいい、真空装置（ポンプ）を含む。
ヘ 天 秤	
ト 恒 温 装 置	培養器を含む。
チ 蒸留水製造装置	純水製造装置を含む。
リ 洗 浄 器	
ヌ 乾 燥 器	
ル 滅 菌 器	酸化エチレン滅菌器に付属する酸化エチレンエアレータを含む。
ヲ 空气中浮遊菌等計測器（ピンホールサンブラ）	スリットサンブラを含む。
③ 放射線関連装置及び附属品	
(1) 一般用エックス線装置	移動型診療用エックス線装置、据置型診療用エックス線装置、治療用エックス線

機 器 の 名 称	参 考
(2) エックス線テレビジョン 診断装置 (3) エックス線用自動現像装置 (4) エックス線用フィルムチ エンジャ (5) エックス線用カセットチ エンジャ (6) 放射線障害及び防護器具 (7) 心・血管造影剤注入装置 (8) コンピュータトモグラフ エックス線装置 (9) R I (ラジオアイソトープ) 及び高エネルギー治療装置(放 射線同位元素利用治療装置) ④ 核医学測定装置 (1) シンチレーションカメラ (ガンマカメラ) (2) シンチレーションスキャ ナ (3) シンチレーションカウン タ ⑤ 患者監視装置 (1) 集中監視装置 (2) ベッドサイドモニタ (3) 手術室患者監視装置 ⑥ 治療用機器 (1) 手術室用機器 イ 手 術 台 ロ 手術用照明灯 ハ 電気手術器 ニ 冷凍手術器 ホ レーザーメス ヘ 手術用顕微鏡 ト 吸引装置 チ 自動点滴装置 リ 心室、心房細動除去装置 ス 滅・殺菌水製造装置 ル バイオクリーン装置 フ ガス類供給装置 ワ 低体温加温装置 カ 特 殊 寝 台 ヨ 非常用電源装置 (2) 人工腎臓装置 (3) 人工心肺装置	装置等をいう。 V T Rを含む。 建物に該当するものは除く。 頭部スキャナ、ホールボディスキャナ式をいう。 コバルト60装置(照射装置)、ベータトロン、リニアアクセレータ等をいう。 R I (ラジオアイソトープ) を使用して選択的部位及び時間の推移を調べる装置で 固定型をいう。 R I (ラジオアイソトープ) を使用して選択的部位及び時間の推移を調べる装置で 移動型をいう。 R I (ラジオアイソトープ) を使用して選択的部位及び時間の推移を数値的に検出 する装置をいう。 I C U、C C U装置等患者を集中して監視する装置をいい、監視用テレビを含む。 心拍数モニタ、心電図モニタ、不整脈モニタ等病室で患者の監視に用いる器具をい う。 心拍数モニタ、心電図モニタ、不整脈モニタ等手術室で患者の監視に用いる器具を いう。 天井懸垂装置を含む。 天井懸垂装置を含む。 術中の血液、体液等を吸引する器具をいう。 心臓に高電圧パルスを供給し、心室細動及び心房細動を除去する装置をいう。 建物附属設備に該当するものは除く。 電動式アウトレット、医用ガス供給マニホールド装置等酸素、笑気ガス等医療用ガ ス類の供給に用いる装置をいい、人工呼吸用コンプレッションエア装置を含む。 建物附属設備に該当するものは除く。

機 器 の 名 称	参 考
(4) 臓器環流保存装置 (5) 治療用ME機器 イ 心マッサージ機 ロ 病室用ペースメーカ (6) 物理療法機器 イ 低周波治療器 ロ 極超短波治療器 ハ 電気四槽浴装置 ニ 電 気 浴 装 置 ホ 水 治 療 機 器 ヘ 運動及び温浴治療機器の 附属機器 ⑦ リハビリテーション用機器 (1) 検査・評価用機器 イ 筋力測定器セット ロ 歩 行 分 析 器 ハ 瞬 間 露 出 器 (タキスト スコープ) ニ バイオフィードバック器 (2) 理学療法(運動療法)機器 イ 訓練用ベッド ロ 起立台(傾斜台) ハ 等速性関節可動域測定器 ニ 自走式歩行訓練ベルト (3) 作業療法機器 ⑧ 診療各科に特有の機器 (1) 産婦人科、新生児室特有の 機器 イ 胎 児 心 電 計 ロ 胎 児 心 音 計 ハ 分 娩 台 ニ 分娩監視装置 ホ 陣 痛 計 ヘ 保 育 器 ト 未熟児、新生児監視装置 チ 経皮酸素分圧測定器 リ コルボスコープ ヌ 検診台(内診台) ル 産婦人科ユニット (2) 泌尿器科に特有の機器 イ 写真撮影用膀胱鏡 ロ 自動尿道注入器 ハ 碎石器と碎石吸出器 ニ 膀胱鏡検診台	心拍、呼吸の停止した重症患者の心拍、呼吸を再開させ蘇生させる目的に用いる器具をいう。 心疾患その他重症患者が心停止をした場合に救急及び蘇生のために用いる器具をいう。 超短波治療器を含む。 圧注器、灌注器、蒸気浴装置、ハバードタンク、ハイジアンタンク、温浴治療機器、気泡浴装置及び泡沫浴装置をいう。 患者リフト、患者昇降ストレッチャー、ホイスト、エゼクタポンプ、水中圧流装置、水中噴流装置、運動浴昇降装置をいう。 視知覚検査に用いる図形を発生する機器をいい、デジタイマ・プリンター等の機器を含む。 生体反応、精神的反応の正常と異常を検査するために用いる器具をいう。 万能理療台及び附属品を含む。 サイバックスマシンをいう。 トレッドミルをいう。 木工、作業台、姿勢保持器、陶芸、織機セット等専ら医学的リハビリテーション領域において診療に用いる器具をいう。 胎児心拍数計を含む。 陣通誘発器を含む。 インファントウォーマを含む。 照明装置、洗浄装置、薬品架等を備えたユニットをいい、診療椅子を含む。

機 器 の 名 称	参 考
ホ 経尿道的前立腺凍結装置 ヘ 尿 流 量 計 ト 泌尿器科ユニット	膀胱内圧計を含む。 照明（光源）装置、消毒装置、膀胱洗浄装置等を備えたユニットをいい、診療椅子を含む。
(3) 眼科に特有の機器 イ 角 膜 曲 率 計 ロ 眼 圧 計 ハ 頭蓋内圧測定装置 ニ 眼 定 カ メ ラ ホ 検 影 器 ヘ 大 弱 視 鏡 ト 細 隙 灯 顕 微 鏡 チ 赤外線瞳孔運動測定装置 リ 調節機能測定装置 ヌ 網 膜 電 位 計 ル 眼 屈 折 計 ヲ 視 野 計 ワ 検眼レンズセット カ レンズメータ ヨ 眼科用マグネット タ 硝子体手術装置 レ 光 凝 固 装 置 ソ 超 音 波 手 術 器 ツ 眼科用ユニット	
(4) 耳鼻咽喉科に特有の機器 イ 中耳アナライザ ロ 眼球運動誘発装置 ハ 電気眼振記録装置（ニスタ モグラフ） ニ 平衡機能検査測定装置 ホ 視運動性眼振開発装置 ヘ オージオメータ ト 鼻 腔 抵 抗 計 チ 鼻用手術用器具 リ 嗅 覚 計 ヌ ネ プ ラ イ ザ ル 喉頭ストロボスコープ ヲ 音声機能検査装置 ワ 万 能 喉 頭 鉗 子 カ 喉頭微細手術器 ヨ 味 覚 計 タ 耳鼻科ユニット	洗浄装置、薬品架等を備えた洗眼ユニット及び投影装置、サイトテスト、角膜曲率計等を備えた検眼ユニットをいう。 電動ゴニオメータ、回転装置、等加速度回転装置をいう。 自動聴力測定装置を含む。 鼻腔、副鼻腔の手術器具をいう。 味覚障害の定量的診断に用いる器具をいう。 排気（陽圧）装置、吸気（陰圧）装置、照明装置、薬品架等を備えたユニットをいう。
(5) 皮膚科に特有の機器 イ 皮膚粘膜血管撮影用顕微 鏡装置 ロ 軟 レ 線 装 置	

機 器 の 名 称	参 考
ハ 植皮用皮膚移植器（デルマトーム）	皮膚用グラインダを含む。
ニ 紫 外 線 装 置	
(6) 麻酔科に特有の機器	
イ 人工呼吸器（人工蘇生器）	
ロ 酸素テント	
ハ 麻 酔 器	
(7) 脳神経外科に特有の機器	
イ サブトラクション装置	造影剤陰影とまぎらわしい組織陰影を消去し造影剤陰影のコントラストを鮮明にして血管撮影の診断能力を高めるために用いる装置をいう。
ロ クラニアトーム	開頭、穿頭術用器具一式をいい、エアドリルを含む。
ハ 頭部手術固定措置	定位脳手術装置を含む。
ニ 微細神経外科手術器具セット	動脈瘤手術用器具、血管吻合用器具及び経鼻的下垂体手術器具等のセット一式をいう。
ホ 脳手術器械セット	
(8) 外科特有の機器	
イ 胃 腸 縫 合 器	
ロ 肺切除手術器械	
ハ 脊 椎 手 術 器	
ニ 電動骨手術器械	
ホ 人工関節手術器械	
ヘ 血 管 縫 合 器	
ト 脊椎矯正装置	
チ 展伸包帯装置	
リ 電動式間歇牽引器	
⑨ 薬局（薬剤部）特有の機器	
(1) 調 剤 台	
(2) 分 包 機	
(3) 製 剤 機	散剤混和器、貴石乳鉢を含む。
(4) 薬品専用保存庫	試薬保存庫を含む。
⑩ 歯科に特有の機器	
(1) 診 断 用 機 器	
イ 一般撮影エックス線装置	歯科用口内法撮影装置をいう。
ロ 特殊撮影エックス線装置	頭部規格、顎関節及び全顎を除く口外法撮影装置をいう。
ハ 全顎撮影エックス線装置	パノラマエックス線装置をいう。
ニ 自 動 現 像 装 置	エックス線フィルムを現像する装置をいう。
ホ 咬 合 診 断 装 置	顎運動等の測定装置をいう。
ヘ 診療用照明装置	治療及び手術用照明装置をいう。
(2) 治 療 用 機 器	
イ エアータービン装置	エアー源による切削装置をいう。
ロ 吸 引 装 置	歯牙切削粉、洗浄水等を吸引する装置をいう。
ハ エアーコンプレッサー	空気圧縮装置をいう。
ニ 滅 菌 器	消毒器を含む。
ホ 電 気 手 術 器	
ヘ 歯 石 除 去 器	超音波により歯石を除去する装置をいう。
ト マイクロエンジン装置	歯牙切削に用いる器具をいう。
チ 麻 酔 装 置	
リ ウ蝕歯牙除去装置	薬品によりウ蝕部を溶解除去する装置をいう。

機 器 の 名 称	参 考
ス 診断システムキャビネット	治療機器格納キャビネットをいう。
ル 治療用イス	
ヲ 歯科用ユニット	
(3) 歯科技工用機器	
イ 鑄 造 器	
ロ 電 気 炉	
ハ 局所集塵装置	
ニ 歯科用レーズ	義歯床等の研磨、研削装置をいう。
ホ 陶材焼成用装置	
ヘ パラレロメータ	歯科補綴物の測定に用いる器具をいう。
ト 練 成 埋 没 機	埋没機等自動練和、攪拌装置をいい、真空式、振動式を含む。
チ 咬 合 器	
リ 色調感知装置	義歯色調を電子により調べる装置をいう。
ス サンドブラスタ	砂を吹きつけて義歯を研磨し、鑄造品のバリを除去する装置をいう。
ル 洗 浄 装 置	
ヲ 義歯床射出成型器	
ワ 溶 接 器	
カ モーターロール	金属板圧延機をいう。
ヨ 技工システムキャビネット	技工用機器格納キャビネットをいう。
(4) その他の機器	
イ 口腔撮影用カメラ	
ロ 組立式エックス線防護室	エックス線防護衝立を含む。

2 医療用機器に該当しないもの

① 車 両 運 搬 具

- (1) 救 急 車
- (2) レントゲン車（レントゲン車に搭載されているエックス線装置を含む。）
- (3) 患 者 運 搬 車

② 器 具 及 び 備 品

- (1) 解 剖 台
- (2) 死 体 冷 蔵 庫
- (3) 水質及び病医院等廃棄物試験、検査器
- (4) 自動カルテ抽出機

③ 機 械 及 び 装 置

- (1) 給 食 用 設 備
- (2) 食器滅菌装置
- (3) クリーニング設備

注 1 及び 2 に掲げる医療用機器等は、すべてを網羅しているものではないので留意する。

四 漁ろう用設備の範囲に関する取扱通達（昭57直法2－8）

1 漁ろう用設備に該当するもの

機 械 の 名 称	参 考
① 魚群の探知装置	
(1) 魚 群 探 知 機	漁船から水中に超音波を発射し、その反射を測定して魚群の規模・方位・距離・魚種・海底の深さ等を探知する装置をいう。
(2) 鯨 探 機	捕鯨船から水中に超音波を発射し、その反射を測定して鯨の方位・距離等を探知する装置をいう。
(3) 海水温度計測装置	漁場の海水温度を計測する装置をいう。
(4) 潮流計測装置	漁場の潮流の方向及び流速を計測する装置をいう。
② 揚網、揚縄、揚網装置	
(1) ネットホーラー	刺網・敷網等を引き揚げる装置をいう。
(2) まき網ウインチ	まき網を引き揚げる装置をいう。
(3) 環巻きウインチ	まき網の環網を巻き締める装置をいう。
(4) 底びき網ウインチ	底びき網を引き揚げる装置をいう。
(5) 棒受け網ウインチ	さんま等を漁獲するため用いられる棒受け網を引き寄せる装置をいう。
(6) サイドローラー	舷側からローラーを使用して網を引き揚げる装置をいう。
(7) ラインホーラー	まぐろ・たら・ふぐ・かに等を漁獲するため用いられるはえなわを引き揚げる装置をいう。
(8) ワイヤーリール・ロープ リール	漁ろう用のワイヤーやロープを巻き取る装置をいう。
(9) 捕鯨ウインチ	鯨を舷側等に取り寄せる装置をいう。
(10) その他の漁ろうウインチ	上記の装置以外のもので漁具及び漁獲物等を引き揚げる装置をいう。例えば、各種漁業種類の漁船に使用されるホイスト、まき網漁船に使用されるトッピングウインチ・バングウインチ・アバ巻きウインチ・大手巻きウインチ・スキフボート吊り揚げウインチ等がある。
③ 釣 り 装 置	
(1) い か 釣 り 機	いかを自動的に釣り揚げる装置をいう。
(2) かつお釣り機	かつおを自動的に釣り揚げる装置をいう。
(3) その他の釣り機	たい・ふぐ・その他魚介類を自動的に釣り揚げる装置をいう。
(4) 捕 鯨 砲	銛を発射して鯨に命中させ捕獲する装置をいう。
(5) 撒 水 装 置	魚を表層に集めるため海面に撒水する装置をいう。
④ 漁具処理装置	
(1) 網 捌 機	まき網等を揚網するとともにこれを整理する装置をいう。
(2) はえなわ処理機	船内格納所のはえなわを引き出して投縄し、また揚縄したはえなわを船内格納所に収納する装置をいう。
(3) 漁具搬送装置	漁獲物や漁具をベルトコンベアで移動させる装置をいう。
(4) 捕鯨スプリング装置	鯨に命中した銛のロープを緊張し、又は緩和する装置をいう。
(5) 籠送りリフト	かに籠をリフトにより船尾に移動させる装置をいう。
⑤ 魚体保蔵装置	
(1) 冷凍・冷蔵装置	漁獲物を鮮度保持のために予冷し、冷凍し、又は冷蔵する装置（漁ろう船に設置されたものに限る。以下(4)までにおいて同じ。）をいう。
(2) グレーズ装置	冷凍された漁獲物をグレーズする（氷衣をつけること）装置をいう。
(3) 造 水 装 置	漁獲物の鮮度保持のために使用する清水を、海水を変換して造る装置（兼用して生活用水を造るものを除く。）をいう。
(4) 製 氷 装 置	漁獲物の鮮度保持のために使用する氷を製造する装置をいう。
⑥ 関 連 装 置	

機 械 の 名 称	参 考
(1) 強制循環方式活餌蓄養装置	漁ろう用の活餌を蓄養するために魚そう内に海水や空気を送り込む装置をいう。
(2) 餌料粉碎装置	漁ろう用の餌を作るため魚体を粉碎する装置をいう。
(3) 漁獲物くみとり装置	フィッシュポンプにより漁獲物を船内にくみとる装置をいう。
(4) 漁網操作監視装置	海中における漁網の沈降・開口の状況を監視する装置をいう。
⑦ 駆 動 装 置	上記の漁ろう用設備を駆動するために用いられる装置で、次の方式に応じ、それぞれ次に掲げるものをいう。 (1) 機械式（推進機又は補機により漁ろう用設備を直接駆動させる方式）……カウンター軸、チエン装置及びベルト装置 (2) 電機式（電動機により漁ろう用設備を駆動させる方式）……駆動電動機（漁ろう用設備に組み込まれている電動機に限る。） (3) 油圧式（油圧モータにより漁ろう用設備を駆動させる方式）……油圧ポンプ（油圧ポンプに組み込まれている電動機を含む。）・油圧ポンプを駆動するためのクラッチ・増速機・弾性継手、油圧調整装置・油圧配管、減速機及び油圧モータ

2 漁ろう用設備に該当しないもの

- ① 航 海 計 器……N N S S装置、ロランC受信機、オメガ受信機、デッカ受信機、ファクシミリ、レーダー、方向探知機、位置測定機、音響測深機（魚群探知に兼用するものを除く。）
- ② 無 線 通 信……無線電信、無線電話
- ③ 衛 生 装 置……ボイラー、造水装置（漁獲物の鮮度保持のための清水だけを造るものを除く。）
- ④ 動 力 装 置……発電機、補機、電動機（漁ろう用設備に組み込まれたものを除く。）
- ⑤ そ の 他……油水分離装置、ウインドラス（揚錨機）、キャプスタン（係船機）、ボート（スキフボートを除く。）吊り上げ装置

注 1及び2に掲げる漁ろう用設備等は、すべてを網羅しているものではないので留意する。